

自然災害の「犠牲者ゼロ」 を目指すための総合プラン

避けられたはずの犠牲者の数を
少しでも減らすことができるように

**平成20年4月
内閣府**

目次

はじめに	2
I 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プランの基本的な考え方	3
1 「命」を守るための国民の備えの充実	3
(1) 「自助」、「共助」を促進する「連携プラン」の推進	3
(2) 国民運動の戦略的展開	7
2 「命」を守るための防災基盤の充実	8
(1) 「いつでも・どこでも」発生しうる地震の脅威への対応	8
(2) 気候変動への対応を踏まえた災害対策の必要性	8
(3) 「犠牲者ゼロ」を目指すための防災基盤の整備	9
II 「犠牲者ゼロ」を目指す施策の推進	11
1 災害に「備える」ために為すべきこと（災害の特性に応じて）	11
(1) 地震	11
①最先端の技術で立ち向かう	11
②できるだけ被害を発生させないための取組～自然の猛威に備え、災害に強い街を作る～	15
③地震の揺れに備える～身近に備える＆社会で備える～	20
(2) 火山	22
①「自然の猛威」を予測する	22
②できるだけ被害を発生させないための取組～自然の猛威に備える～	23
③自然を畏れ、危険を知る～身を守るために何をすべきか～	23
(3) 津波・高潮	24
①「自然の猛威」を予測する	24
②できるだけ被害を発生させないための取組～自然の猛威に備える～	26
③自然を畏れ、危険を知る～身を守るために何をすべきか～	27
(4) 風水害	28
①「自然の猛威」を予測する	28
②できるだけ被害を発生させないための取組～自然の猛威に備える～	32
③自然を畏れ、危険を知る～身を守るために何をすべきか～	34
(5) 雪害	36
①「自然の猛威」を予測する	36
②できるだけ被害を発生させないための取組～自然の猛威に備える～	37
③地域で安心して暮らすために	38
2 命を「助ける」ために為すべきこと（あらゆる災害に共通して）	39
①最先端の技術が命を救う	39
②助けるために備えること	40
③自らを守り、お互いを助ける	43

はじめに

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波・高潮、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、毎年、これらの災害により多くの尊い人命が失われている。

その内訳をみると、阪神・淡路大震災のような、多大な人命が奪われた災害が発生している一方で、台風や大雨の際の外出時の事故や豪雪時における除雪中の事故といった身近な災害によっても、犠牲者が発生している。

こうした中、政府としては、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指す取組を進めることとし、まずは、昨年12月に、国民一人ひとりが実際に直面する可能性の高い被災事例について、必要な対策を取りまとめたところである。

一方で、これまでも想定されてきた大規模地震発生 of 切迫性の高まりに加え、近年の経験からすると、被害をもたらす地震は全国どこでも起こりうるものであり、また、地球温暖化に伴う気候変動により、大雨の頻度増加、台風の激化、海面水位の上昇等による災害の頻発・激甚化の懸念も指摘されている。

このため、この総合プランにおいては、国民一人ひとりの「命」を守るための災害対策をソフト・ハード両面から進めていくにあたり、「自助」や「共助」の取組を促進するための環境整備のあり方及び我が国の防災上の課題を踏まえた防災基盤の整備のあり方について、それぞれの基本的な考え方と施策の方向を明らかにするとともに、各府省において今後推進していく具体的な施策の全体像を示すこととする。

なお、今後、政府として取り組むべき防災対策の指針を示す「防災対策の重点」の取りまとめにあたっては、この総合プランで示す基本的な考え方や施策の方向を反映させていくこととし、本プランの着実な推進を図っていくこととする。

I 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プランの基本的な考え方

1 「命」を守るための国民の備えの充実

自然災害による危険から国民を守るためには、行政による「公助」の取組だけでは十分ではなく、国民自らの日常的な備えとして、「自助」や「共助」という形で、多様な主体がそれぞれの役割に応じて取り組むことが重要である。「自助」や「共助」の取組をより一層促進していくためには、国民一人ひとりが防災に向けた取組を、自らあるいは共に進めていく必要性を認識し、行動できる環境整備を進めることが重要である。

以上の視点に立って、次の2つの施策を実施する。

(1) 「自助」、「共助」を促進する「連携プラン」の推進

国民自らの「自助」、「共助」の促進を図るため、関係府省が連携して取り組むことによる相乗効果を目指し、次の4つの「連携プラン」を推進する。

なお、関係府省の連携協力にあたっては、災害対策調整費を活用することも含めて内閣府が積極的に調整機能を果たすことにより、施策の円滑な展開を図っていく。

連携プラン1

自然災害の怖さを知る～「実感」から始まる避難・減災対策の推進～

(内閣府、消防庁、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁)

国民一人ひとりが、日頃から、自らの周りの災害リスクを知り、また、防災訓練への参加等を通じて、災害に対して十分な準備を講じ、災害に強い地域づくりの推進を図ることは、「避けられたはずの犠牲者の数」を少しでも減らしていくために肝要である。

このため、「津波被害の体験が可能な被害シミュレータ」や「津波・高潮の動くハザードマップ」、「動く浸水想定区域図」、「火山リアルタイムハザードマップ」等の技術開発や防災情報を共有するためのプラットフォームの構築等により、自然災害の怖さをより実感できるよう、災害リスクの見える化を進める。併せて、避難対策促進ガイドラインや洪水・津波・高潮・火山・土砂災害等のハザードマップの作成、自主防災組織・消防団の充実強化を通じた地域防災力の向上、避難訓練の実施等を進め、自然災害からの避難・減災対策を推進する。

(関係施策)

【災害リスクの「見える化」】

- 防災情報の共有に向けた基盤の構築・整備（「防災見える化」推進）（内閣府）
- 災害リスク情報プラットフォームの開発（文部科学省＜防災科学技術研究所＞）
- 地理空間情報プラットフォームの開発と活用（国土地理院）
- 土地の安全性に関する情報の整備・提供手法の構築（土地の安全性に関する調査）
(国土交通省)

【地域防災力の向上】

- 自主防災組織の強化（消防庁）
- 消防団の充実強化（消防庁）

【地震】

- 緊急地震速報の利活用促進（内閣府、文部科学省＜防災科学技術研究所＞、気象庁）

【津波・高潮】

- 津波被害シミュレータの開発（国土交通省＜港湾空港技術研究所＞）
- 津波・高潮に対する動くハザードマップ（避難シミュレータ）に関する検討
(国土交通省＜国土技術政策総合研究所＞)
- 津波対策の推進（内閣府）
- 平常時からの防災情報の共有の徹底（津波・高潮ハザードマップ作成・防災訓練実施）
(国土交通省)

- 津波警報・注意報の精度向上（気象庁）
- 高潮予測情報システムの開発（国土交通省＜国土技術政策総合研究所＞）

【火山】

- 避難体制の充実による火山防災対策の推進（内閣府）
- 火山噴火に伴う土砂災害を軽減するための取組の推進（国土交通省）
- 噴火時等の避難体制に対応した噴火警報への改善（気象庁）

【風水害】

- 水位情報や浸水情報の提供の充実（国土交通省）
- 洪水時において少なくとも人的被害の回避・軽減を図る対策の推進（国土交通省）
- 土砂災害に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の促進（国土交通省）
- 台風・豪雨等に関する気象情報の充実（気象庁）
- 山地防災情報の周知（農林水産省）

連携プラン2

情報が「命」～いつでも、どこでも、誰にでも、役に立つ災害情報の提供～

(内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁)

国民の防災力を高めるためには、防災のための実際的な行動に必要な防災情報を的確に、かつ、わかりやすく提供していくことが重要である。

特に、近年におけるIT技術の発達を背景とし、携帯メディアの進歩に代表されるような情報通信メディアの多様化やユビキタス（遍在）化により、国民に対する防災情報の直接的な提供は技術的にも容易になり、かつ、国民のニーズも高まっている。

このため、国民の自主的な防災活動や防災ボランティア活動の効果的な実施に必要な防災情報を、携帯電話などのモバイル機器やパソコンなどにより、直接に提供する取組を積極的に進めていく。

(関係施策)

○緊急時における国民への災害情報提供体制の強化（内閣府）

○防災ボランティア活動のための情報提供システム整備（内閣府）

○水災時等における情報提供のあり方に関する検討

(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

○水位情報や浸水情報の提供の充実（国土交通省）

○高度な画像処理による減災を目指した国土の監視技術の開発（国土交通省）

○震度情報ネットワークシステムの高度化等（消防庁、気象庁）

連携プラン3

地域の絆でお年寄りや障害を持った方を守る～災害時要援護者対策の推進～

(内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省)

ここ数年の災害による死者・行方不明者のうち高齢者がその多くを占めており、これらの被害を最小限にしていく取組を進めることが肝要である。

国による市町村モデル計画の策定や全国キャラバンの展開等を通じ、平成21年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立する。

(関係施策)

○災害時要援護者の避難支援対策の推進（内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省）

○人命保全を第一に考えた土砂災害対策の推進（国土交通省）

連携プラン4

地域の防災力の向上を目指す～地域の助け合いで除雪できる体制の整備～

(内閣府、警察庁、総務省、消防庁、厚生労働省、国土交通省、防衛省)

高齢化や過疎化等社会構造の変化により、地域における防災力の低下が懸念されている中で、地域の防災力を高めていく取組は、あらゆる災害について有効な手段である。

とりわけ、雪対策については、これまでも「降雪期における防災態勢の強化について」中央防災会議会長（内閣総理大臣）名により、関係行政機関等に対して雪害に対する防災態勢の強化の徹底等の協力を求める等の対策を講じてきたところであるが、地域の防災力の低下もあり、なお例年多数の犠牲者を出すに至っている。

このため、平成24年度を目途に、特別豪雪地帯の全202市町村で高齢者が無理なく除雪できる体制が整備されるよう促進する。具体的には、国として個々の被災状況に着目した調査を行い、きめ細やかな雪害対策を講じるとともに、市町村を中心に地元住民、地域団体、社会福祉協議会、道府県、国等の地域の多様な主体が連携し、高齢者が無理することなく除雪できる体制を整備するためのマニュアルの策定、協議会の設立支援、克雪施設の整備支援等を進めていくこととする。

なお、このような取組を進めるため、関係各省から構成される総合調整の場を設ける。

(関係施策)

○雪害による犠牲者発生要因等総合調査（内閣府、国土交通省）

○豪雪地帯における克雪体制の整備

(内閣府、警察庁、総務省、消防庁、厚生労働省、国土交通省、防衛省)

○消防団による災害防除のための雪害対策（消防庁）

○自衛隊による雪害対策への支援（防衛省）

(2) 国民運動の戦略的展開

国民の「自助」、「共助」を促進するための「連携プラン」の効果が発揮されるためには、「連携プラン」の成果の活用も含めて、次のような国民運動の戦略的展開が重要となる。

「犠牲者ゼロ」を目指すためには、災害に強い地域社会をつくることが基本であり、国民一人ひとりが自ら考え、行動するよう、その防災意識を高めるとともに、地域コミュニティの共助の取組を強化し、その防災力を強化する必要がある。

このため、自助については、国民が減災のために具体的に何をなすべきかを知り、実際の行動として活かすための実践的な知識の普及に努めるとともに、国民が日々の生活の中に防災の視点を取り入れることができるような機会を充実し、防災のための自助の取組を強化する。

また、共助については、住民に加え、自主防災組織、防災ボランティア、企業等の果たす役割が一層重要となっており、これらの共助の取組相互間の連携・ネットワーク化により、課題や知識の共有を進めることによって、共助による地域防災力の強化を図る。

このため、具体的には、

- ① 日常生活の中で、防災に必要な事前の備えを簡単にチェックできる「わが家の防災チェックシート」や、チェックの結果、必要な備えを行うための実践的な知識を分かりやすくまとめた手引き書を作成し、身近なつどい等を通じて、広く国民に普及させる。
- ② パソコン上で現実の災害を再現し、実際の避難行動の体験ができるシミュレーターなど、災害を具体的にイメージすることで、減災のための実際の行動の引き金となるような参加型の防災訓練・教育ツールを、最新のIT技術を活用して作成し、オンラインで提供する。
- ③ 自主防災組織、防災ボランティア及び企業等が行う共助の取組について、意見交換や情報共有を行うための体制整備を進めるとともに、防災とボランティア週間等の機会を最大限活用し、共助についての認識を深める取組を関係機関・団体との広範な連携の下に強化する。

2 「命」を守るための防災基盤の充実

災害が発生した場合にその被害をできるだけ少なくするように、国民が「自助」や「共助」により主体的に「備え」を実践する一方で、被害自体をできるだけ生じさせないように防災基盤としての社会資本を整備していくことは重要である。

近年は、大規模地震発生の切迫性が指摘されているとともに、世界的な気候変動の影響による豪雨災害の多発が指摘されているところであり、自然災害への備えは予断を許さない状況にある。

(1) 「いつでも・どこでも」発生しうる地震の脅威への対応

大規模地震対策として、これまで関東大震災や阪神・淡路大震災において甚大な被害を受けた経験を踏まえつつ、いつ発生してもおかしくないとされている東海地震、今世紀前半での発生が懸念されている東南海・南海地震、マグニチュード7クラスの地震の発生が懸念されている首都直下地震などに備えた対策を進めている。

また、東南海・南海地震の発生が懸念されているが、過去においても、その前後に地震活動が活発化する傾向が見られたことから、中部圏及び近畿圏を含む広い範囲で地震活動が活発化する可能性が高い活動期に入ったとの指摘もある。近年、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖を震源とする地震、昨年3月の能登半島地震や7月の新潟県中越沖地震など、大規模地震発生 of 切迫性が指摘されている想定震源域以外でも全国各地で地震による被害が発生しており、地震は全国どこでも起こりうるものといった認識をより周知徹底する必要がある。

(2) 気候変動への対応を踏まえた災害対策の必要性

昭和53年から平成19年までの30年間（1978—2007年）を振り返ると、ここ10年間の気象には、短時間に激しく降る大雨の発生回数が明らかに多いなど、異常なものが見られ、毎年のように台風、熱帯低気圧、梅雨前線などに伴う豪雨災害が頻発している。「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の作業部会では、地球の気候システムに温暖化が起きているとほぼ断定し、地球温暖化の進行に伴って大雨が頻繁になり、熱帯低気圧が強くなると予測している。

こうした中で、気候変動による豪雨や台風の強度の一層の増大、海面水位の上昇などにより、過去の統計や経験が通用しなくなる事態が生じることも想定されており、過去の気候を踏まえた防災体制等を整えてきた各地域においては、水害や土砂災害、高潮災害等の頻度や規模の増大による被害の発生がより一層増加すると懸念されている。

このため、水害や土砂災害、高潮災害等に備えた防災・減災対策について、気候変動への対応の視点を踏まえて推進していく必要がある。

(3) 「犠牲者ゼロ」を目指すための防災基盤の整備

国にとって社会資本を整備することは基本的な責務であり、上記のように、気候変動の影響で施設能力を超える豪雨が発生したり、大きな被害をもたらすような地震がいつでも発生しうる現状に鑑みれば、これに対応した防災基盤の整備を着実に推進していくことの必要性は言うまでもない。とりわけ、自然災害から国民の「命」を守り、「犠牲者ゼロ」を目指していく観点からは、これまで以上に、国民の生命を守ることに密接に関わる部分から優先的に目標を立てて対策を進めるなど、防災基盤の整備の重点化を行うことが必要である。

気候変動に伴い激化する水害・土砂災害・高潮災害などの水関連災害から国民の命を守る対策については、英国やオランダでは、気候変動の影響を組み入れた治水対策等（注1）が既に始められており、欧州連合（EU）全体としても取組（注2）が始まっている。我が国においても、施設の整備を着実に進めるとともに、施設能力を超える外力に対して、流域における土地利用のあり方や危機管理対応を中心とした適応策を関係省庁が連携して検討していく必要がある。特に、将来的な気候変動の影響も見据えて国民の命を守るという観点から、深く水没し、命への危険が大きくなる場所や、広く水没し、孤立した人への二次的被害の懸念も大きい場所での危機管理対応策等の検討を進めていく必要がある。

また、地震に際して国民の命を守るという観点からは、平成20年度防災対策の重点で明記しているように、住宅や公共施設等建築物の耐震化を促進することが効果的である。

公立学校については、昨年末の「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」の中で、倒壊又は崩壊の危険性の高い約1万棟の小中学校施設について、今後5年を目途に地方公共団体の実施する耐震化の推進を図ることとした。これ以外にも、交通インフラ等の社会基盤施設の耐震化、病院や庁舎等災害時の防災拠点の耐震化、住宅の耐震化等重要課題は広範にわたる。それぞれの所管省庁においては、具体的な目標の達成に向けて早急に整備を進めるとともに、内閣府においては、次頁の表に掲げられた各種施設等の耐震化について、今後、各省庁の協力を得てフォローアップを行い、中央防災会議に報告することとし、「耐震化がなされていれば救われていたはずの命」が失われることがないように、着実な実施を図る必要がある。

（注1）・英国：治水事業評価や土地利用計画の策定等において気候変動の影響を考慮するため、海面上昇、洪水流量の増加等の目安を示した指針を作成（平成18年）

・オランダ：将来の海面上昇を見込んだ防潮堤の整備（平成9年～）

（注2）欧州連合（EU）は加盟各国に対して「洪水リスクの評価と管理に関する指令」（平成19年10月）を発し、気候変動が洪水の発生に与える影響等も考慮した洪水リスクの評価や、それを受けた洪水リスク管理計画の策定を求めている。

(別表) 耐震化に係る施策一覧

対象	担当府省	進捗状況	目標	頁
住宅・建築物	国土交通省	75%(平成15年末)	平成27年までに、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割	15
学校施設	文部科学省	公立小中学校施設 58.6% (平成19年4月)	大規模な地震が発生した際倒壊又は崩壊の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化を推進	16
病院施設	厚生労働省	災害拠点病院・救命救急センター43%(平成17年)	平成22年度までに、全ての建物及び一部の建物が耐震化されていない災害拠点病院・救命救急センターのうち約5割程度の施設を耐震化	16
水道事業	厚生労働省	水道施設の新設や更新における着実な耐震化を確保するため、「水道施設の技術的基準を定める省令」を改正(平成20年度中に施行)。	災害時における減断水の未然防止、軽減のため、概ね平成25年度までに水道の基幹施設・基幹管路の耐震化率を100%とするとの水道ビジョンの目標を目指して水道施設の耐震化を推進する。	16
原子力施設	内閣府、経済産業省	100%を前提	※耐震設計指針を平成18年9月に改定済	16
石油精製プラント	経済産業省	100%を前提	※耐震設計指針を平成20年度見直し	16
高圧ガスプラント	経済産業省	100%を前提	※耐震設計基準を平成20年度見直し	17
水力発電設備(ダム、水路)	経済産業省	100%を前提	※平成21年度以降電気事業法に基づく基準等を見直し	17
橋梁(緊急輸送道路等)	国土交通省	—	平成29年度までに、県庁所在地間を結ぶ道路にある橋梁や落橋・倒壊のおそれのある橋梁を集中的に耐震化 ※現在国会等でも審議中であり、今後変更の可能性がある	17
河川堤防	国土交通省	—	平成24年度までに、背後地が河川の水より低い約1,400kmの堤防について耐震性能点検を概ね完了	17
海岸保全施設	国土交通省	—	【次期重点計画に向けて見直し中】	18
鉄道	国土交通省	—	平成22年度までに、耐震化が未実施である主要駅(約270駅)を耐震化	17
空港(拠点空港)	国土交通省	約4割	平成29年度までに、約10割耐震化	17
耐震強化岸壁	国土交通省	61%(平成19年4月末)	平成22年度までに、概ね70%	18
下水道事業	国土交通省	約2割(平成18年度末)	平成24年度までに、防災拠点等から処理場までの管きよの約6割の地震対策(耐震化や減災対策)を推進	21
漁港(水産物流通拠点)	農林水産省	約1割(平成17年度末)	平成23年度末までに、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港(水産物流通拠点)の割合を約4割。	18
官庁施設(国土交通省が整備を所掌するもの)	国土交通省	64%(平成17年度末)	平成27年度末までに、災害応急対策活動に必要な官庁施設等について、官庁施設の耐震基準を満足する割合が9割(面積率)	17
防災拠点となる公共施設等	消防庁	59.6%(平成18年度末)	耐震率100%を目標	18

II 「犠牲者ゼロ」を目指す施策の推進

上記 I において、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プランの基本的考え方と施策の方向を示したところであるが、これらを含め、政府が取り組んでいく災害対策の全体像は以下のとおりである。

なお、政府の災害対策のあり方は、災害の発生状況等に応じて、不断の検証と見直しの努力が重要であり、今後、4つの「連携プラン」等についてフォローアップを行うことにより、政府一体となって重要課題の把握と対策の徹底に努めることとする。

1 災害に「備える」ために為すべきこと（災害の特性に応じて）

（1）地震

- ①最先端の技術で立ち向かう
 - ・「地球の動き」を監視する
 - ・「地震への備え」のための技術革新
- ②できるだけ被害を発生させないための取組
～自然の猛威に備え、災害に強い街を作る～
 - ・揺れに耐える
 - ・地震に強い社会をつくる
 - ・いざという時の拠点を整える
- ③地震の揺れに備える
～身近に備える & 社会で備える～

①最先端の技術で立ち向かう

【「地球の動き」を監視する】

○地震・津波観測監視システム

平成 21 年度までのプロジェクトとして、地震計・津波計等の各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムの構築に向けた技術開発を行い、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖に敷設する。これにより、海溝型巨大地震の発生メカニズムを解明し、防災・減災対策の大幅な進展を目指す。また、本システムにより得られるリアルタイム観測データを気象庁へ伝送し、緊急地震速報に活用することによりその高度化に資する。

（文部科学省）

○総合海底観測ネットワークシステムの開発

日本近海のケーブル式海底地震・津波観測網を運用し、地震調査研究推進のためのデータ取得を促進する。平成 20 年度中に、海底におけるケーブル式観測システム開発のための要素技術開発および、実海域試験を行う。(文部科学省<海洋研究開発機構>)

○深海地球ドリリング計画推進

人類未踏のマントル到達を目指す地球深部探査船「ちきゅう」を、統合国際深海掘削計画 (IODP) における国際運用に供することにより、海溝型巨大地震のメカニズム等の解明を目的とした研究を推進する。(文部科学省<海洋研究開発機構>)

○ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究

平成 24 年度までのプロジェクトとして、近年、地震が頻発している「ひずみ集中帯」について、自然地震と制御震源とを組み合わせた海陸統合地殻構造調査等を行う。これにより、活断層・活褶曲等の活構造を解明し、「ひずみ集中帯」で発生する地震の規模や時期等の予測に資する。(文部科学省)

○東海・東南海・南海地震の連動性評価研究

平成 24 年度までのプロジェクトとして、東海・東南海・南海地震の想定震源域において、海底稠密地震・津波・地殻変動観測やシミュレーション研究、被害予測研究等を行う。これにより、東海・東南海・南海地震が将来連動して発生する可能性等の評価に資する。

(文部科学省)

○地球内部ダイナミクス研究

地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境変遷等についての知見を蓄積するため、地球中心から地殻表層にいたる地球内部の動的挙動 (ダイナミクス) に関する調査観測と実験を行う。平成 20 年度中に、海域において、調査観測等により現象と過程に関する研究を推進するとともに、海底地殻変動による災害の軽減に資するモデルを開発する。(文部科学省)

○大学における地震予知研究の推進

科学技術・学術審議会の建議「地震予知のための新たな観測研究計画 (第 2 次) の推進について」に基づき、全国の国立大学法人が分担協力して、地震予知のための観測研究を行う。(文部科学省)

○地震調査研究推進

政府の地震調査研究推進本部の方針等に基づき、主要活断層や主な海溝型地震についての地震調査観測・研究等を実施する。強震動予測の精度向上、発生時期・規模の予測の精度向上、高精度な地殻活動状況の把握等を通じ、高精度な「全国を概観した地震動予測地図」の作成等に活用する。(平成 17 年 3 月に地震動予測地図を作成、公表。以後毎年更新している。)(文部科学省)

○地震観測データを利用した地殻活動の評価及び予測に関する研究

平成 22 年度までのプロジェクトとして、基盤的地震観測網等から得られるデータの解析を通じて、地殻活動モニタリング及び監視手法の高度化に関する研究を行い、低周波微動に伴うスロースリップの発生源を実時間で把握するなど、地殻活動のモニタリング精度を向上させる。これらの成果については、政府機関等の地震関連委員会等へ資料を提供する

とともに、広く国民に対しても、地震に関する情報発信を行う。さらに、科学技術・学術審議会測地学分科会の地震予知のための観測研究計画に基づき、地震発生メカニズムの解明、発生予測に関する研究開発を推進する。(文部科学省<防災科学技術研究所>)

○基盤的地震観測網の整備・運用

平成 22 年度までのプロジェクトとして、地震調査研究推進本部の地震調査研究に関する総合基本施策及び調査観測計画を踏まえて、基盤的地震観測網(高感度地震観測網、広帯域地震観測網、強震観測網)等について整備・運用を行い、良質な地震観測データの生産・流通を図り、地震関係他機関における研究、業務遂行や我が国の地震調査研究の着実な進展に貢献する。(文部科学省<防災科学技術研究所>)

○首都直下地震防災・減災特別プロジェクト

平成 23 年度までのプロジェクトとして、複雑なプレート構造の下で発生しうる首都直下地震の発生メカニズムを解明するとともに、高層建築物等の耐震技術の向上や、地震発生時の危機管理対応能力、地域防災力・回復力、生活再建能力の総合的向上に資する調査研究等を行う。これにより、首都直下地震の防災・減災対策の飛躍的推進に資する。

(文部科学省)

○地震予知計画参加

地震調査研究推進本部の地震調査研究に関する総合基本施策及び調査観測計画、「地震予知のための新たな観測研究計画(第 2 次)」(平成 16~20 年、文部科学省科学技術・学術審議会測地学分科会)を踏まえて、巨大地震の発生が懸念される日本海溝、南海トラフ周辺のプレート境界域における、海底地殻変動観測、GPS を利用した地殻変動観測、海底変動地形調査、海底面の起伏調査及び音波探査を平成 20 年度においても継続し、地震予知研究の進展に資する基礎情報を収集・蓄積する。平成 21 年度以降においても、次期計画に従い、観測を継続する。(海上保安庁)

○地震予知計画参加

「地震予知のための新たな観測研究計画(第 2 次)」(平成 16~20 年、文部科学省科学技術・学術審議会測地学分科会)を踏まえて、平成 20 年度においても全国に展開した GPS 連続観測システム(GEONET)による地殻変動の連続観測及び繰り返し測量を継続し、列島規模のプレート内の構造と変形に関する基礎情報を収集・蓄積し地震予知研究の進展に資するとともに、地震発生時には断層運動の迅速な推定を行う。平成 21 年度以降においても、次期計画に従い、観測研究を継続する。(国土地理院)

○シナリオ地震に対する強震動評価における各種パラメタの設定方法に関する検討

半経験的な強震動評価手法によりシナリオ地震に対する強震動の評価を実施し、地震動に影響を及ぼす 3 つの要因である震源特性・伝播経路特性・サイト特性に関し各種パラメタの設定方法を検討し、地域特性に応じた地震波の予測が可能となり、港湾施設の被災予測、建設計画等に資する。平成 21 年度までに、内陸活断層地震及び海溝型地震の波形データを基に震源特性を調べ、その平均的な特性を与える経験式を提案する。

(国土交通省<港湾空港技術研究所>)

【「地震への備え」のための技術革新】

○実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）を利用した耐震実験研究等

実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）を活用し、鉄骨造構造物や橋梁等を対象とした実大モデルでの震動破壊実験や、将来の数値振動台の構築を目指した数値シミュレーション技術の開発、及び施設の運用・維持管理、治具の整備等を実施することにより、耐震技術の向上に資する。（文部科学省＜防災科学技術研究所＞）

○地震防災フロンティア研究

平成 22 年度までに、理工学、人文・社会科学、IT、医学等との学際研究による問題解決型研究と防災技術の国際展開を推進するため、時空間地理情報システム技術等を利用して、住民の避難状況や被害状況等を整理・評価・統合することで要援護者等を抽出し、人命救助やその後の復興支援業務を可能とする震災対応危機管理技術、災害軽減科学技術の国際連携の提言に関する研究開発を実施する。（文部科学省＜防災科学技術研究所＞）

○リアルタイム強震動・被害推定システムの開発

平成 22 年度までのプロジェクトとして、基盤的地震観測網によるリアルタイム地震波形データを用い、巨大地震などの震源パラメータ即時推定手法の開発により、緊急地震速報などリアルタイム地震情報の高精度化に資するとともに、高精度な強震動分布のリアルタイム推定、及び被害推定を行うための手法を開発する。

（文部科学省＜防災科学技術研究所＞）

○緊急防災情報としての震源断層即時推定手法の開発

地震発生時の被害の多くは、震源域の活断層上に集中していることから、マグニチュード 7 以上の地震を対象に、震源となった活断層の位置や大きさなどを自動で把握する手法を平成 21 年度までに開発し、昼夜に関わらず早期に地震被害集中域の把握を支援することで、早期の住民救助等に寄与する。（国土地理院）

○耐震化率向上を目指した普及型耐震改修技術の開発

既存の住宅・建築物の耐震改修の促進を図るため、実用性の高い耐震改修技術を開発するとともに、木造住宅については居住者の多様な要望を反映することができる耐震改修工法選択システム等を開発する。（国土交通省＜建築研究所＞）

○防災都市づくりを促進するための防災対策支援技術の開発

大地震に伴う市街地火災において甚大な被害が懸念される木造住宅密集市街地の解消といった自治体が行う都市防災対策を支援するため、災害危険度判定などに必要となる木造建ぺい率のようなデータの効率的整備手法を開発するとともに、市街地火災の延焼シミュレーションプログラムを用いた防災対策の事前評価技術を開発する。

（国土交通省＜建築研究所＞）

○既存施設の耐震補強のための地盤改良技術の開発

既存岸壁の耐震補強工法であるセメント系改良工法等につき、挙動や揺れ、改良効果などを実験や数値解析を行い、地盤の振動特性と耐震補強効果を検討し、経済的、かつ合理的な地盤の耐震補強法の提案を行い、既存施設の耐震補強が可能となり、地震発生時の人

命や資産の防護を図る。平成 22 年度までに、最適な改良仕様（範囲、強度など）の設計のための基礎資料を提供する。（国土交通省＜港湾空港技術研究所＞）

○地震動による山地流域の安全度評価手法に関する研究

平成 22 年度までに地震動による山地流域からの生産・流出土砂量の変化予測技術、河道閉塞監視マニュアル、地震による土砂災害ハザードマップ、そして砂防施設の合理的な設計手法を提案する。これにより、地震に伴う土砂災害に対する中山間地の安全性が総合的に向上する。（国土交通省＜土木研究所＞）

○地震時における再滑動地すべり地の危険度評価に関する研究

平成 22 年度までに、突発的かつ広域的に地すべり土塊を不安定化させる激甚な地震に対し、中越地震で再滑動した地すべり現象の機構解明に基づき、斜面災害の軽減を目的とし、地震で再滑動する地すべりの危険度評価方法を提案する。また中越地震で不安定となった地すべり地の挙動特性調査に基づき、激甚な地震後における融雪等による地すべりの危険度評価法を検討する。（国土交通省＜土木研究所＞）

○地すべり地の抽出と管理技術の開発に関する研究

地すべり災害を防止するために、平成 21 年度までに微地形解析を用いて、検出が難しかった初生地すべりや地すべり危険性の高い斜面の抽出手法の開発を行い、道路斜面の管理手法等への適応方策を検討する。また地すべり観測機器の改良を行い、これにより、地すべりの発生、土塊の移動範囲の予測の向上が図られ、道路の通行規制や警戒避難が適切に行われるようになる。（国土交通省＜土木研究所＞）

○地すべり災害時の応急緊急対策支援技術の開発

地すべり災害の対応には発生直後からの迅速な対応が必要である。そのため、立ち入りが困難な状況下でも観測ができる観測機器、及び遠隔監視技術、また計測データの解析から地中の地すべり面を推定する手法の開発を行う。これらを活用し、平成 20 年度までに計測と段階施工のサイクルによる効率的な地すべり応急対策手法を確立させる。これにより、地すべり災害の迅速な対応が可能となり、地すべりの拡大等による二次被害の防止が図られる。（国土交通省＜土木研究所＞）

○地震動による山地斜面の危険度評価技術の開発

現地観測、室内実験、シミュレーションにより、山地における地震動の影響を考慮した、斜面崩壊および地すべりの危険度評価手法を開発する。（農林水産省＜森林総合研究所＞）

②できるだけ被害を発生させないための取組

～自然の猛威に備え、災害に強い街を作る～

【揺れに耐える】

○住宅・建築物の耐震化の一層の推進

耐震改修促進法に基づく指導・助言、税制、予算による耐震診断、耐震改修等の支援を行うこと等により、平成 27 年までに、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を 9 割

まで引き上げ、住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図る（平成 15 年度末：75%）。
（国土交通省）

○学校施設の耐震化の推進

学校施設の耐震診断を早急に進めるとともに、耐震化の推進を図る。特に、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い公立小中学校施設（約 1 万棟）について、今後 5 年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。（文部科学省）

○医療施設耐震整備事業・医療施設耐震化促進事業

医療施設の耐震化又は補強等を行うための費用を補助することにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。平成 22 年度までに、速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有することが確認されていない建物の耐震化を推進する。特に災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターについて全ての建物及び一部の建物が耐震化されていない施設のうち約 5 割程度の施設について耐震補強等を図る。（平成 17 年 43%：全ての建物が耐震化されている施設）（厚生労働省）

○国立病院機構における耐震強化等

平成 7 年 12 月に施行された建築物耐震促進法の趣旨を踏まえた、防災拠点病院及び指定強化地域内の病院等（耐震強化未着手の病棟・サービス棟部門）に必要な耐震強化整備及び自然災害により被災の恐れのある危険箇所がある施設における防災対策整備にあてるもの。（耐震強化整備：47 施設着手し、41 施設整備済み）（厚生労働省）

○水道の基幹施設・基幹管路の耐震化

災害時における減断水の未然防止、軽減のため、概ね平成 25 年度までに水道の基幹施設・基幹管路の耐震化率を 100%とするとの水道ビジョンの目標を目指して水道施設の耐震化を推進すべく、その新設や更新における着実な耐震化を確保するための「水道施設の技術的基準を定める省令」の改正を行い、平成 20 年度中に施行する。（厚生労働省）

○既設原子力施設の耐震安全性の確保

平成 18 年 9 月に原子力安全委員会が最新の知見を踏まえて改訂した耐震設計審査指針に基づき、新潟県中越沖地震の教訓も踏まえ、既設原子力施設の耐震安全性の確認（バックチェック）を行う。平成 21 年度までに予定されている事業者の最終報告を受け、順次、政府として確認する。（内閣府）

○原子力の耐震安全性確保に資する対策

実用発電用原子炉に関して、新耐震設計審査指針に照らした既許可プラントの耐震安全性の確認（耐震バックチェック）を行う。耐震バックチェックの中間報告については平成 20 年度内に、最終報告についても可能な限り速やかに（一番最後に提出されるものについても平成 22 年度の早い時期迄に）確認を終了する。また、新耐震設計審査指針に基づく設置許可（変更）申請に係る審査についても、設置許可（変更）に関する申請があれば、速やかに実施する。（経済産業省）

○石油精製プラント等の耐震性診断法及び耐震性向上対策法に関する調査研究

石油精製プラント等において、耐震性の確認が十分に行われていない既設配管について、短時間で簡易にできる的確な耐震性診断法及び耐震性向上対策法を調査検討し、指針とし

て取りまとめる。平成 20 年度中に耐震診断指針を完成し、事業者がこれに基づいて既設配管の耐震診断を簡易に行えるようにする。(経済産業省)

○高圧ガスプラント耐震化対策事業

平成 9 年に改正された高圧ガス設備等耐震設計基準(告示)について、最近の地震動に関する新たな知見や高圧ガスプラントの現状に係る最新情報を収集し、耐震設計基準の見直しを検討する。検討結果に基づいて、平成 20 年度に耐震告示の改正を行い、高圧ガスプラントの耐震対策を最新の知見に基づいたものとする。(経済産業省)

○発電設備耐震性能調査

本事業は、事業者の設置する水力発電設備の耐震性能を向上させることを狙いとする。具体的には、ケーススタディ等を通じて大規模地震に対する水力発電設備(発電に係るダム及び水路)の耐震性能を検証する方法を確立し、得られた知見を基に、平成 21 年度以降逐次電気事業法に基づく技術基準等の見直しを行っていく。(経済産業省)

○緊急輸送道路等における橋梁の耐震化

平成 29 年度末までに、損傷のおそれのある橋梁のうち、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動を行う広域応援部隊等の移動のための県庁所在地間を結ぶ道路に存在する橋梁や、落橋・倒壊のおそれのある橋梁に対して、集中的に耐震対策を実施する。(国土交通省)

※現在国会等でも審議中であり、今後変更の可能性がある

○河川堤防等の耐震化

堤防の耐震化により、地震時及びその発生後においても、地震発生前の治水安全度を確保することで河川の後背地域の浸水被害を防ぐため、平成 24 年度までに、堤防区間約 13,000km のうちゼロメートル地帯等背後地が河川の水位より低い約 1,400km の堤防を対象に、耐震性能点検(首都直下地震や兵庫県南部地震相当の地震動を想定)を概ね完了する。(国土交通省)

○鉄道駅耐震補強

一日あたりの乗降人員が 1 万人以上の在来線駅(約 1,600 駅)のうち、耐震化が未実施で、かつ、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な駅(約 270 駅)について、平成 22 年度までに、耐震補強の緊急的实施を図る(47 駅工事着手)。(国土交通省)

○空港の耐震対策

空港は、救急・救命輸送及び緊急物資や人員等の輸送の支援など様々な役割を果たすため、地震による被害を最小限にとどめるよう、拠点空港等において、機能確保に必要な基本施設等の耐震性の向上を推進する。平成 29 年度までに、約 10 割まで整備(現在は約 4 割)。(国土交通省)

○防災拠点となる官庁施設等の整備の推進

平成 27 年度末までに、国土交通省が整備を所掌する主な官庁施設について、すべての既存不適格建築物について建築基準法に基づく耐震性能の確保を目指すとともに、災害応急対策活動に必要な官庁施設等について、大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、官庁施設の耐震基準を満足する割合が 9 割(面積率)に達するよう整備を推進する(平成 17 年度末 64%)。(国土交通省)

○防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

災害対策本部や避難場所等の防災拠点となる公共施設等について、耐震率 100%（平成 18 年度末で 59.6%）を目標に、耐震化を促進する。これにより、地震発生時において、利用者である住民等の安全確保を図るとともに、地方公共団体の円滑な災害応急対策の実施を確保する。（消防庁）

○耐震強化岸壁の整備

臨海部において、大規模地震発生時における緊急物資等の輸送を確保するため、耐震強化岸壁緊急整備プログラムに基づき、平成 22 年度までに耐震強化岸壁の整備率を概ね 70% に向上させる。これにより、地震発生時に人命や資産の防護を図る。（平成 19 年 4 月末 61%）
（国土交通省）

○海岸保全施設の耐震化

海岸堤防等の耐震強化を推進し、平成 24 年度までに地震時において海岸堤防等の防護施設の崩壊により水害が発生するおそれのある地域の面積を減少させる。これにより、地震発生後の津波・高潮災害から人命や資産の防護を図る。（国土交通省）

○下水道事業における地震対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、被災時の水洗トイレの使用不能や未処理下水の流出等、被災地域の公衆衛生や生活環境の甚大な影響を回避し、下水道が最低限有すべき機能等の確保を図るため、ソフト対策と連携しつつ、最重要防災拠点（住民が避難する小学校等の防災拠点）と処理場を結ぶ管路や、緊急輸送道路等の耐震化を推進する。（国土交通省）

○水産物流通拠点となる漁港の耐震化

水産物流通拠点となる漁港について、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁の耐震化を促進する。平成 23 年度末までに、耐震化される漁港の割合を約 4 割まで向上させる。（平成 17 年度末約 1 割）。これにより、地震発生後においても水産物供給の維持を図るとともに、地震発生時に漁港で作業する人々の人命や資産の防護を図る。（農林水産省）

【地震に強い社会をつくる】

○地震に強い都市づくりの推進

大規模地震に備えた対策を緊急かつ総合的に推進するため、各種事業の連携により、避難地・避難路・ライフラインの強化等を短期集中かつ総合的に支援する。（防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積：平成 18 年度 1,430ha→平成 23 年度 7,000ha）。（国土交通省）

○密集市街地の整備促進

地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地について、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、平成 23 年度までに、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ避難困難者が生じない水準（不燃領域率 40%以上等）を確保する（平成 17 年度末においては 28.8%について確保済）。

(国土交通省)

○宅地耐震化推進事業

大地震における大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するため、大規模盛土造成地の変動予測調査および滑動崩落防止対策を促進する。地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、平成 24 年度までに、住民に対して情報提供をした地方公共団体の割合 40%（現在 1%）を達成する。（国土交通省）

○震度情報ネットワークシステムの高度化等

震度情報ネットワークシステムは、老朽化による更新に際し、通信の高速化、大容量化等が必要とされていることから、平成 24 年度までを目途に施設・設備の更新・高度化を促進するとともに、併せて適確な震度情報の活用のため、震度と被害等との関係を示した震度階級関連解説表の見直し等を行う。

これらにより、地方公共団体における迅速な初動対応及び広域応援体制を確立するとともに、気象庁において、他機関の震度データと併せ発表することにより、住民等の適確な防災対応に資する。（消防庁、気象庁）

○農地防災事業

自然及び社会経済的環境の変化に対処して、農用地・農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全及び地域住民の安全の確保に資する。平成 24 年度までに、湛水被害等のおそれのある農用地の延べ面積の減少。（農林水産省）

○治山事業

地震による山腹崩壊などの被害を防止・軽減するため、治山ダムなどの治山施設等の設置と土砂の崩壊防止等の機能が低下した保安林の整備等を推進し、地震等による山地災害の恐れのある 13 万 6 千集落のうち、平成 20 年度までに、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保され、地域の安全性の向上が図られる集落数を平成 15 年度末の 4 万 8 千集落から 5 万 2 千集落に増加させる。（農林水産省）

○人命保全を第一に考えた土砂災害対策の推進

地震等を誘因として発生するがけ崩れ等の土砂災害から人命を保護するため、24 時間入院患者が滞在する病院等の災害時要援護者関連施設、近傍に代替となる避難場所が無い地域の拠点となる避難場所、市町村役場等の防災拠点の保全等人命を守る効果の高い箇所を優先して、ソフト対策と連携しつつ、法枠等の施設整備を重点的に進める。平成 29 年度までに 5,200 施設の整備を完了させ、災害時に行政の災害対応や住民避難が円滑に行われ、安全性が確保されるようにする。（国土交通省）

【いざという時の拠点を整える】

○東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点整備の推進

都市再生プロジェクト第 1 次決定を受け、東京圏において大規模かつ広域的な災害が発

生じた際、災害対策活動の核となる現地対策本部機能を確保するため、有明の丘地区（東京都江東区）において、基幹的広域防災拠点として、国営東京臨海広域防災公園の整備を行う。本部棟については平成 20 年夏を目途に防災機能を発揮し、供用後の適切な維持管理等を行いつつ、平成 21 年度までに、国営東京臨海広域防災公園（約 6.7ha）を全面供用。

（内閣府、国土交通省）

○基幹的広域防災拠点の整備と運用体制の強化

京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺 2 区において、平成 22 年度までに基幹的広域防災拠点を整備する。また、平成 19 年度末に整備完了した川崎港東扇島地区については、地震発生時に国が主導して緊急物資輸送や応急復旧活動が円滑かつ迅速に実施できるよう管理・運用体制を構築する。これにより、大規模地震発生時に緊急物資の効率的な輸送を実現する等、被災地の早期の復旧・復興を支援する。（内閣府、国土交通省）

○避難地・防災拠点となる防災公園の整備

都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、防災拠点、避難地等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園等について緊急的に整備を推進する。平成 24 年度までに、一定水準の防災機能を備えるオープンスペースを一箇所以上確保した大都市の割合を約 35%とする。（平成 18 年度末実績値：約 20%）（国土交通省）

③地震の揺れに備える

～身近に備える&社会で備える～

○大規模地震対策の推進

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震について、地震防災戦略の実施等の対策を進める。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略を平成 20 年度内を目途に策定する。（内閣府）

○積雪寒冷地域等における地震対策の推進

能登半島地震、新潟県中越沖地震等における被害と災害対応の分析や冬季における各種対策について調査を行い課題を抽出し、冬季における被害の拡大防止を含めた応急対策活動について検討する。（内閣府）

○地震防災緊急事業五箇年計画等の推進

都道府県地域防災計画に定められた実施目標に即した効率的な事業実施のため、平成 22 年度を最終年度とする第 3 次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、防災拠点施設のモデルとなる優良な事例の整備をはじめ、各種地震防災対策の計画的な推進を支援する。

（内閣府）

○中央省庁の業務継続計画策定の推進

各省庁が業務継続計画策定を進める過程や、策定後の実際の運用の中で生じる具体的な課題の抽出を行い、それに対して取るべき対策について検討を行うなど、平成 20 年夏を目途とした各省庁の計画策定やその後の運用のための支援を行う。（内閣府）

○長周期地震動対策の推進

より多くの地震計の観測データを収集・解析し、既存のデータと合わせることで、地盤の固有周期の面的な広がりについて調査・検討を行う。(内閣府)

○家具の転倒防止の推進

家具固定器具を設置することの意義、効果について国民の十分な理解を得るための手法・方策の検討を平成 21 年度までに行う。(内閣府)

○緊急地震速報の利活用促進

平成 19 年 10 月 1 日より一般提供を開始した緊急地震速報について、たとえ数秒間の猶予でも揺れに備えることが犠牲を防ぐために大切であることを広く認識してもらう観点から、さらなる周知・広報や精度向上に取り組むとともに、百貨店、駅、病院等の多数が利用する施設や、列車等の制御における利活用を各省連絡会議を通じて促進する。精度向上のため、海底地震計等の整備等を平成 20 年度までに行う。これにより、地震の揺れによる被害の軽減を目指す。(内閣府、文部科学省<防災科学技術研究所>、気象庁)

○全国瞬時警報システムの整備推進

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備推進により、より多くの住民に緊急情報を瞬時に伝達することができるようにする。(消防庁)

○リアルタイム強震動・被害推定システムの開発

平成 22 年度までのプロジェクトとして、基盤的地震観測網によるリアルタイム地震波形データを用い、巨大地震などの震源パラメータ即時推定手法の開発により、緊急地震速報などリアルタイム地震情報の高精度化に資するとともに、高精度な強震動分布のリアルタイム推定、及び被害推定を行うための手法を開発する。

(文部科学省<防災科学技術研究所>)

○山地防災情報の周知

地震による山地災害を防止するため、治山施設の設置等ハード対策を推進するとともに、災害に対する監視・観測体制の整備や山地災害危険地区等に係る情報の住民への提供等を通じて、地域における避難体制の整備に寄与する対策を推進する。(農林水産省)

○下水道事業における地震対策

平成 24 年度までを目途に、重要な幹線管路の耐震化やネットワーク化をはかりつつ、地方公共団体が早期に下水道のサービス再開を図るための事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、最重要防災拠点(住民が避難する小学校等の防災拠点)からの排水機能の確保など、下水道が最低限有すべき機能を確保するための対策が実施された管きよの割合が約 6 割となる様、地震対策を推進する。(現在は、防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率 約 2 割)(国土交通省)

○高度な画像処理による減災を目指した国土の監視技術の開発

大規模地震災害を対象として、平成 21 年度までに、建物倒壊などの被災状況を 72 時間以内に把握して救命救急につなげられる技術を開発する。また、地盤が脆弱な地区の特定方法や火災の延焼シミュレーションの開発・改良によって、日頃からの災害に強いまちづくりにつなげる技術を開発する。それらの情報は、電子国土及び携帯電話により「いつで

も、どこでも、誰でも」が共有できるようにして災害被害を抑制する社会の実現に寄与する。(国土交通省)

○ 海象観測、強震観測の促進

全国の港湾等に設置した波浪計、強震計を用いた海象観測、強震観測を継続しつつ、平成 25 年度までを目途にリアルタイム化などの観測体制の強化を行う。観測情報は、港湾施設の耐波浪性、耐震性向上等の減災・防災のための研究開発に活用するとともに、観測情報を気象庁等の関係機関や広く一般に提供することで避難に役立てることなどを目指す。(国土交通省)

(2) 火山

- ①「自然の猛威」を予測する
- ②できるだけ被害を発生させないための取組
～自然の猛威に備える～
- ③自然を畏れ、危険を知る
～身を守るために何をすべきか～

①「自然の猛威」を予測する

○地球内部ダイナミクス研究

地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境変遷等についての知見を蓄積するため、地球中心から地殻表層にいたる地球内部の動的挙動（ダイナミクス）に関する調査観測と実験を行う。平成 20 年度までに、海域において、調査観測等により現象と過程に関する研究を推進するとともに、海底地殻変動による災害の軽減に資するモデルを開発する。(文部科学省<海洋研究開発機構>)

○大学における火山噴火予知研究の推進

科学技術・学術審議会の建議「第 7 次火山噴火予知計画の推進について」に基づき、全国の国立大学法人が分担協力して、火山噴火予知のための観測研究を行う。(文部科学省)

○火山噴火予知と火山防災に関する研究

平成 22 年度までのプロジェクトとして、噴火予知による適切な避難対策や噴火開始後の火山災害予測による適切な防災対策の決定に貢献するため、富士山をはじめとする火山観測網の維持強化と噴火予測システムの開発、火山専用空中赤外映像装置（VAM）や合成開口レーダ（SAR）によるリモートセンシング手法による火山活動把握、噴火予測精度向上を目的としたマグマ移動過程解明等の災害予測のためのシミュレーション技術の開発を行う。(文部科学省<防災科学技術研究所>)

○火山体での土石流の流動化機構等の解明による治山施設の効果的配置法の開発

火山体で発生した斜面崩壊が流動化して土石流となるメカニズム、およびその到達範囲等を明らかにし、山地災害を防ぐために最適な治山施設の配置方法を開発する。

(農林水産省<森林総合研究所>)

○火山灰の浸透能低下と堆積厚が土砂流出に与える影響に関する研究

火山灰の浸透能の変化と堆積厚が土砂流出に与える影響を把握するため、平成 20 年度中に、火山噴火後に泥流発生危険性が高まる降灰厚等を解明する。これにより、適切に泥流発生危険度を評価できるようになり、火山噴火後の土砂災害に対する適切な住民避難および緊急時におけるハード対策の効果的な実施が可能となる。

(国土交通省<土木研究所>)

②できるだけ被害を発生させないための取組

～自然の猛威に備える～

○治山事業

火山山麓部で発生する泥流、土石流等の被害を防止・軽減するため、治山ダムなどの治山施設等の設置と土砂の流出防止等の機能が低下した保安林の整備等を推進し、火山噴火等による山地災害の恐れのある 13 万 6 千集落のうち、平成 20 年度中に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保され、地域の安全性の向上が図られる集落数を平成 15 年度末の 4 万 8 千集落から 5 万 2 千集落に増加させる。(農林水産省)

○人命保全を第一に考えた土砂災害対策の推進

火山地域等において発生する土石流等の土砂災害から人命を保護するため、24 時間入院患者が滞在する病院等の災害時要援護者関連施設、近傍に代替となる避難場所が無い地域の拠点となる避難場所、市町村役場等の防災拠点の保全等人命を守る効果の高い箇所を優先して、ソフト対策と連携しつつ、砂防えん堤等の施設整備を重点的に進める。平成 29 年度までに 5,200 施設の整備を完了させ、災害時に行政の災害対応や住民避難が円滑に行われ、安全性が確保されるようにする。(国土交通省)

○火山噴火に伴う土砂災害を軽減するための整備

近い将来噴火する可能性が高く、噴火等に伴って発生する土石流などにより大きな災害が発生するおそれのある 29 の活火山で、土砂災害の予防対策として、無人化施工による緊急導流堤の施工等、火山噴火時の緊急ハード対策を策定するための準備計画を今後 10 年間で策定する。(国土交通省)

③自然を畏れ、危険を知る

～身を守るために何をすべきか～

○避難体制の充実による火山防災対策の推進

平成 19 年度に、有識者による検討会において個別の代表的な火山の事例を検証し、「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」を取りまとめた。これを踏まえて、火山防災マップの活用等による避難体制の充実を図る。(内閣府)

○山地防災情報の周知

火山噴火による山地災害を防止するため、治山施設の設置等ハード対策を推進するとともに、災害に対する監視・観測体制の整備や山地災害危険地区等に係る情報の住民への提供等を通じて、地域における避難体制の整備に寄与する対策を推進する。(農林水産省)

○火山噴火に伴う土砂災害を軽減するための取組の推進

近い将来噴火する可能性が高く、噴火等に伴って発生する土石流などにより大きな災害が発生するおそれのある29の活火山で、土砂災害の予防対策として、噴火の状況に応じて危険区域を設定するためのリアルタイム火山ハザードマップや光ファイバー網による情報提供体制の整備など、火山噴火時に緊急的に対応するための準備計画を今後10年間で策定する。(国土交通省)

○噴火時等の避難体制に対応した噴火警報への改善

噴火警報の内容に応じた防災対応がより執りやすくなるよう、避難等の防災対応を踏まえて区分した「噴火警戒レベル」を、防災対策が必要な火山に導入する。平成20年度中に25火山に、その後も順次必要な火山に導入する。これにより、速やかな避難等を可能とし、噴火等による被害の軽減を目指す。(気象庁)

○火山噴火予知計画参加

「第7次火山噴火予知計画」(平成16年～20年、文部科学省科学技術・学術審議会測地学分科会)において、火山活動を把握するための観測の強化や基礎データの蓄積等は重要であるとされていることから、平成20年度においても海底火山噴火の前兆となる現象を事前に把握し、海底火山噴火を予知するため南西諸島、南方諸島の海域火山を中心に定期的な航空磁気測量、定期巡回監視や測量船による調査を実施し、基礎情報の整備などを行う。平成21年度以降においても、次期計画に従い、観測を継続する。(海上保安庁)

○火山噴火予知計画参加

「第7次火山噴火予知計画」(平成16年～20年、文部科学省科学技術・学術審議会測地学分科会)を踏まえて、平成20年度においてもGPS連続観測システム等を活用して活火山及びその周辺での地殻変動をリアルタイムで監視する。また、平成21年度以降においても、次期計画に従い、観測研究を継続する。(国土地理院)

(3) 津波・高潮

- ①「自然の猛威」を予測する
- ②できるだけ被害を発生させないための取組
～自然の猛威に備える～
- ③自然を畏れ、危険を知る
～身を守るために何をすべきか～

①「自然の猛威」を予測する

○地震・津波観測監視システム

平成 21 年度までのプロジェクトとして、地震計・津波計等の各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムの構築に向けた技術開発を行い、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖に敷設する。これにより、海溝型巨大地震の発生メカニズムを解明し、防災・減災対策の大幅な進展を目指す。また、本システムにより得られるリアルタイム観測データを気象庁へ伝送し、緊急地震速報に活用することによりその高度化に資する。
(文部科学省)

○東海・東南海・南海地震の連動性評価研究

平成 24 年度までのプロジェクトとして、東海・東南海・南海地震の想定震源域において、海底稠密地震・津波・地殻変動観測やシミュレーション研究、被害予測研究等を行う。これにより、東海・東南海・南海地震が将来連動して発生する可能性等の評価に資する。
(文部科学省)

○津波に対する海岸防災林の効果的な整備手法の開発

室内実験により東海・東南海・南海地震等の巨大地震において予想される津波に対し、緩衝帯としての海岸防災林の人家等を保全する機能を評価し、評価結果を踏まえ、効果的な整備手法を開発する。(農林水産省<森林総合研究所>)

○高潮予測情報システムの開発

海岸を対象とした水防警報の適切な発令の支援に資するよう、台風接近時に各海岸における波浪のうちあげ高をリアルタイムで予測し、その結果を関係機関に配信するシステムを開発する。(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

○海氷の出現特性と構造物等への作用に関する研究

津波防災対策に資するため、平成 22 年度までに、津波来襲時に冬季の沿岸域に存在する海氷がもたらす影響範囲及び作用力を明らかにする。成果は、海氷域における構造物設計法に関わる技術的事項を網羅した「海氷域における海岸・海洋構造物設計マニュアル」に反映する。(国土交通省<土木研究所>)

○津波に対する係留船舶の安全性評価に関する検討

平成 20 年度までに、係留船舶の動揺シミュレーション手法を用いて、大規模地震による津波の港内係留船舶への影響を把握し、津波に対する係留船舶の応答現象を解明するとともに、係留索の種類や係船柱の配置等を変更することで、係留船舶の漂流による破壊等に対して、港湾背後地での人的・物的被害を最小化できるような経済性・即効性の高い合理的・効果的な係留方法を研究する。(国土交通省<港湾空港技術研究所>)

○リアルタイム津波予測および浸水予測手法の開発

平成 22 年度までに、事前に作成した津波データベースの結果と観測データに基づいたインバージョン手法により、津波の初期波源域と沿岸における津波を瞬時に予測する技術を活用し、浸水域を即時的に予測する技術を開発し、津波警報等へ適用可能なデータの提供を目指す。また、海域の広い範囲における流れを面的に観測できる海洋短波レーダーによる津波観測の可能性を明らかにする。(国土交通省<港湾空港技術研究所>)

○津波被害シミュレータの開発

住民の津波防災意識を向上させるため、津波被害が体験可能なシミュレータの開発を行

い、避難等への意識を啓発する。平成 21 年度までに、津波発生域から大洋を伝わり沿岸に
来襲し、臨海部を浸水し、船舶・コンテナ等を漂流させ、建物等に被害を及ぼす津波を推
定する数値計算モデルの開発を行う。(国土交通省<港湾空港技術研究所>)

○津波・高潮に対する動くハザードマップ（避難シミュレータ）に関する検討

平成 20 年度中に、津波・高潮ハザードマップを補完・連携し、津波・高潮による市街地
への浸水過程、建物倒壊、火災延焼等をアニメーションで表現し、住民が自らの避難行動
を模擬体験できる「動くハザードマップ」のシステムについて、システムの構築方法、基
盤データの整備方法、活用方法等をマニュアルにとりまとめる。これにより、津波・高潮
からの確実な避難の実現を目指す。(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

②できるだけ被害を発生させないための取組

～自然の猛威に備える～

○災害に強い漁業地域づくり

地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保
するとともに、漁港や市場の機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイド
ラインの普及を図り、堤防等の海岸保全施設や避難路・避難地の整備、漁港・市場施設の
耐震化を図り、漁業地域の防災対策を推進する。

平成 23 年度までに、地震防災対策強化地域等に立地する漁村のうち、漁港漁場整備事業
により地震や津波に対する防災機能の強化が講じられた漁村の人口比率を概ね 30%に向上。
(農林水産省)

○農地保全に係る海岸事業

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、
海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土を保全することを
目的として、海岸保全施設の整備を行う。平成 24 年度までに、津波・高潮による災害から
一定の水準の安全性が確保されていない地域の減少。(農林水産省)

○治山事業

津波・高潮等による被害を防止・軽減するため、海岸防災林の整備等を推進し、森林整
備保全事業計画期間中（平成 16～20 年度）、全国の海岸林や防風林などの延長約 7,000km
について、海岸侵食等からの森林の保全等を行うことにより、近接する市街地、工場や農
地などを保全する。(農林水産省)

○港湾の津波・高潮対策

東南海・南海地震等の大規模地震の発生が切迫していることから、津波・高潮による災
害から一定の水準の安定性が確保されていない地域の面積について平成 24 年度までに減
少を図る。津波防波堤の整備等を推進し壊滅的被害を防ぐとともに、防護の必要な海岸で
の海岸保全施設の計画的整備を一層推進し、所要の安全性の確保を図る。(国土交通省)

○災害を未然に防ぐ予防対策の重点化

平成 26 年度までに、津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない

地域の解消を図る。また、海岸保全施設の老朽化対策を推進する。

- ・津波・高潮による災害から地域毎に指定される津波高・高潮高に対して浸水被害が生じない水準が確保されていない地域の面積 約5万ha（現在は約10万ha）
- ・老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 目標値：検討中（国土交通省）

○高波災害対策

平成20年2月24日、低気圧による激しい高波により、富山県において海岸堤防が被災するとともに、越波等による住家の破壊や浸水被害等が発生した。このため、学識者及び行政関係者から構成される委員会を設置し、高波や越波の発生メカニズム、避難行動や情報伝達等について検証し、下新川海岸における対策を検討するとともに、全国的な見地から今後のハード及びソフト両面で海岸保全や水防などの減災対策のあり方等について検討する。（国土交通省）

○「うねり性波浪」対策の技術的検討

平成20年2月23日から24日にかけて、発達した低気圧による「うねり性波浪」により、富山湾の伏木富山港等の港湾施設等に大きな被害が発生した。このため、関係機関と連携して検討技術委員会を設置し、波浪観測データの解析等を通じて富山湾における「うねり性波浪」の特性把握と港湾施設被害のメカニズムを明らかにし、今後の対応策について技術的な検討を行う。（国土交通省）

○鉄道の防災対策

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業を推進する。また、国土の均衡ある発展、国民生活の安定等に大きく寄与している青函トンネルの機能保全を図るための施設の改修事業を推進する。（国土交通省）

○津波・高潮対策としての可動式防波堤の開発

平成20年度中に、「直立浮上式防波堤」及び「フラップ式防波堤」の設計及び施工上の問題点とその対策に関し検討する。これらは、平常時は海面下にあり航路に影響なく、津波来襲時や荒天時には速やかに浮上等し、港内の静穏度を維持することで、港湾の経済性を損なわずに防災機能を持つ防波堤が開発され、来襲津波による家屋・工場等の破壊などの津波被害の軽減に資する。（国土交通省〈港湾空港技術研究所〉）

③自然を畏れ、危険を知る

～身を守るために何をすべきか～

○津波対策の推進

自治体および地域住民等が効果的に避難できるよう、具体的な避難対策を検討するとともに、自治体等が活用できる避難対策促進ガイドラインの作成の検討を行う。（内閣府）

○平常時からの防災情報の共有の徹底（津波・高潮HM作成・防災訓練実施）

災害時の迅速な避難を支援し、人的被害を回避・軽減するため、平成24年度までに、重要沿岸域を含む全市町村における津波ハザードマップの作成及びゼロメートル地帯を含む

全市町村における高潮ハザードマップの作成を促進し、これを活用し住民が避難する訓練を実施する。(国土交通省)

○津波警報・注意報の精度向上

平成18年11月及び平成19年1月に千島列島付近で発生した地震に際し、海底地形等の影響を受けて、地震発生後長時間経ってから比較的大きな津波が観測されたことを踏まえ、平成24年度までに、津波警報で用いる量的津波予報データベースについて、地震メカニズムや後続波を考慮し改善を図る等、津波警報・注意報の精度向上に取り組む。これにより、沿岸住民等の確実な避難を支援し、津波による被害の軽減を目指す。(気象庁)

(4) 風水害

①「自然の猛威」を予測する

- ・ 気象を予測する
- ・ 地象を予測する
- ・ 水象を予測する

②できるだけ被害を発生させないための取組

～自然の猛威に備える～

③自然を畏れ、危険を知る

～身を守るために何をすべきか～

①「自然の猛威」を予測する

【気象を予測する】

○地球温暖化対策のための科学的基盤情報の提供

IPCC第四次評価報告書で示されたように、地球温暖化の進行に伴い、大雨や熱波等の極端な現象が増加し、自然災害の増加や農業の生産減等などの様々な分野に影響が及ぶと考えられる。そのため、温室効果ガスの監視強化、きめの細かい気候変化を予測するための研究・開発、日本域の詳細な地球温暖化予測などを、関係機関と連携して行い、温暖化対策に必須な科学的基盤情報の充実を図る。(気象庁)

【地象を予測する】

○降雨による土砂災害発生予測システムの高度化

平成22年度までのプロジェクトとして、大型降雨実験施設を用いた実験結果とMPレーダによる雨量予測とを活用し、1時間先の表層崩壊の危険域を50m格子で予測できる技術、変動し始めた斜面の崩壊時刻の早期予測技術、並びに実地形を考慮に入れた崩壊土砂の運動モデルによる被災範囲の予測技術を構築し、これらの技術を土砂災害発生予測支援シス

テムに組み込むことで土砂災害の予測精度を高度化する。

(文部科学省<防災科学技術研究所>)

○地すべり地における地下水排除施設の適正な維持管理に関する研究

平成 22 年度までに、地すべり地の地下水排除施設の維持管理を効率的に行うため、施設の機能低下要因の解明と効率的で安全な集排水管と集水井の点検手法の提案を行う。

(国土交通省<土木研究所>)

○地すべり地における地下水調査技術の高度化に関する研究

地すべり対策の地下水排除効率の向上化を図るために、従来の地下水調査法に比べて簡便で高精度な調査法の開発を行う。平成 20 年度までに、食塩を用いない地下水流動状況調査技術と水みちを把握した効率的な地下水排除施設計画手法の提案(現時点 70%達成)

(国土交通省<土木研究所>)

○土石流・斜面崩壊発生予測における斜面変動に関する研究

模型実験、数値実験、自然斜面におけるモニタリングを行い、平成 21 年度までに、豪雨による斜面崩壊に至るまでの土層の変形・変動特性を明らかにし、斜面の初期の変状から斜面崩壊に至る過程の数値モデル化を行う。これにより、土砂災害発生の危険性・切迫性を住民に周知することが可能となり 土砂災害の危険性の高い箇所において、災害発生前の避難がこれまでよりの確にできるようになる。(国土交通省<土木研究所>)

○深層崩壊に起因する天然ダム等異常土砂災害対策に関する研究

地形、地質情報に基づき深層崩壊発生および天然ダム形成危険個所の抽出手法の開発をおこなった上で、平成 23 年度までに、深層崩壊及び天然ダム決壊に対する施設による対策手法の検討・開発を行う。これにより、気候変動の進展により、多発することが懸念されている大規模な土砂災害に対して、事前の砂防えん堤の設置などハード対策が可能となり、大規模な土砂災害の恐れのある中山間地域の安全性の向上に繋がる。

(国土交通省<土木研究所>)

○地すべり地の抽出と管理技術の開発に関する研究

地すべり災害を防止するために、平成 21 年度までに微地形解析を用いて、検出が難しかった初生地すべりや地すべり危険性の高い斜面の抽出手法の開発を行い、道路斜面の管理手法等への適応方策を検討する。また地すべり観測機器の改良を行い、これにより、地すべりの発生、土塊の移動範囲の予測の向上が図られ、道路の通行規制や警戒避難が適切に行われるようになる。(国土交通省<土木研究所>)

○地すべり災害時の応急緊急対策支援技術の開発

地すべり災害の対応には発生直後からの迅速な対応が必要である。そのため、立ち入り困難な状況下でも観測ができる観測機器、及び遠隔監視技術、また計測データの解析から地中の地すべり面を推定する手法の開発を行う。これらを活用し、平成 20 年度中に計測と段階施工のサイクルによる効率的な地すべり応急対策手法を確立させる。これにより、地すべり災害の迅速な対応が可能となり、地すべりの拡大等による二次被害の防止が図られる。(国土交通省<土木研究所>)

○山地斜面の危険度評価技術の開発

地下流水音探査等を用いて斜面中の地下水集中箇所を特定する技術、及び、遠隔探査等によって斜面微地形や植生パターンの変化から崩壊危険度の高い山地斜面を絞り込む手法を開発する。(農林水産省<森林総合研究所>)

【水象を予測する】

○MPレーダを用いた土砂災害・風水害の発生予測に関する研究

平成22年度までのプロジェクトとして、マルチパラメータレーダを活用し、局所的な豪雨や強風を実時間で監視する技術及び1時間先までの降水量を予測する手法を開発するとともに、都市域における1時間先までの浸水被害危険度予測手法の開発、山間部における土砂災害の発生予測手法の構築を行う。これにより、土砂災害・風水害による被害の減少に資する。(文部科学省<防災科学技術研究所>)

○巨大波浪作用時の防波堤基礎地盤の挙動予測の把握

平成20年度までに、波浪作用時の地盤の土要素の挙動を再現するモデルの構築を行う。数値計算プログラムを開発し、設計荷重を上回る高波浪到来時の防波堤基礎の挙動の検討や防波堤の破壊事例などを比較し、モデルを検証する。このことで、巨大波浪にも有効な防波堤の構築に寄与し高波による船舶の海難、沿岸域の家屋・工場等の被災の減少に資する。(国土交通省<港湾空港技術研究所>)

○流出油のリアルタイム追跡・漂流予測システムの開発

重油の漂流挙動について、海上で油を追跡する漂流油追跡ブイからのリアルタイムデータ及び既存の潮流シミュレーションによる潮流予測データをもとに、重油の位置予測・追跡を行うシミュレーションの構築を研究し、流出油の拡散を最小限に留め、海生生物等の資源への影響や、危険を伴う海岸等での回収作業の減少に資する。平成22年度までに、流出油の現位置モニタリングと移動予測の統合システムを開発し、油の移動を的確に把握する。(国土交通省<港湾空港技術研究所>)

○油回収除去における水蒸気の利用に関する応用研究

平成22年度までに、水蒸気を利用した、漂流油回収装置、漂流油分散処理装置、エマルジョン油処理装置、油汚染物質の洗浄装置等の開発を研究する。また、関連技術として蒸気を用いた高粘度油の輸送促進技術なども研究する。油回収装置の高性能化や油汚染土砂からの油分離技術の開発により、回収業者等の油吸引による健康被害等の二次災害の防止にも資する。(国土交通省<港湾空港技術研究所>)

○低頻度メガリスク型の沿岸域災害に対する多様な効用を持つ対策の評価に関する研究

気候変動、海面上昇等により防護施設で想定している規模を上回る高潮等の災害(低頻度メガリスク型沿岸災害)による被害を軽減するために、災害時に減災効果があり、非災害時(平常時)にも社会的効用がある対策及びその評価手法の提案、地域住民等と行政との合意形成手法の構築等を行う。平成21年度までに、対策を取りまとめたガイドラインの作成・提案を行う。(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

○市街地における浸水解析システムの開発

地下空間の水害対策及び浸水被害軽減のための下水道の整備・管理等、避難計画に活用することにより災害時の適切な避難を促し、犠牲者軽減につなげるため、平成 20 年度までに、地表面の水の流れのみでなく下水道の影響も考慮した降雨時浸水範囲・浸水深予測システムを開発し、公開する。(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

○水災時等における情報提供のあり方に関する検討

水災時等に住民向けに行われる情報提供と避難行動の関係を把握し、適切な避難行動に結びつく情報提供モデルを構築する。このモデルの情報提供内容、提供タイミング、情報提供手段等を実証実験により評価し、平成 20 年度内に水災時等の情報提供マニュアルを作成し、マニュアルの普及により被災者を減らす事を目標としている。

(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

○航空レーザ測量を活用した中小河川治水安全度調査

全国の中小河川の整備状況を把握し、効率的な治水整備へ活用するため、航空レーザ測量を用いて、全国の中小河川の整備状況を早期かつ安価に把握するためのシステムを開発し、平成 20 年度中に、一級水系を対象として治水安全度評価結果を公表する。

(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

○大規模水害時の危機管理に関する調査

防災担当機関における、大規模水害時の危機管理体制の構築に資するため、地方整備局、事務所、自治体等における大規模水害時に対する準備状況等について、現況調査、ヒアリング等を実施、課題を抽出し、平成 20 年度中に取りまとめを行う。

(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

○水害避難計画の評価手法に関する研究

水害避難計画を評価し、課題・改善点を把握することで、自治体の適切な避難計画策定を支援し、住民の適切な避難行動の促進に活用するため、自治体の避難計画・避難実績を分析し、避難計画評価手引きの作成を平成 21 年度までに行なう。

(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

○水害発生時の人的被害想定手法に関する研究

水害について、より詳細な被害推定を行い、情報提供することで、行政だけでなく個人の防災意識を高め、自助・共助を促すことを目的として、平成 21 年度までに水害発生時の人的被害データの収集・分析を行い、人的被害の推定方法を提案する。

(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

○都市域における局所的な浸水リスク評価に関する調査

各地域の浸水の危険性を早期に把握し、迅速な防災活動に活用するため、降雨強度、降雨継続時間等の降雨情報及び建物、道路、地形、下水道等の地理的条件を用いて地域の浸水可能性を評価する手法を平成 21 年度までに提案する。

(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

○避難意思決定要因に基づく海岸災害からの避難促進に関する研究

住民の避難意思決定要因を明らかにし、それにもとづいてワークショップや海岸管理者の情報提供等の避難促進施策を試行し、その前後の住民意識の変化を把握する。そして、

試行した避難促進施策の効果を評価し、避難促進施策の具体的な進め方および災害意識の持続プロセスを提案する。平成 21 年度までに避難に繋がる施策を提案し、高潮・津波による人的被害の軽減を図る。(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)

②できるだけ被害を発生させないための取組

～自然の猛威に備える～

○農地防災事業

自然及び社会経済的環境の変化に対処して、農用地・農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全及び地域住民の安全の確保に資する。平成 24 年度までに、湛水被害等のおそれのある農用地の延べ面積の減少。(農林水産省)

○治山事業

風水害による山腹崩壊などの被害を防止・軽減するため、治山ダムなどの治山施設等の設置と土砂の流出防止等の機能が低下した保安林の整備等を推進し、風水害等による山地災害の恐れのある 13 万 6 千集落のうち、平成 20 年度中に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保され、地域の安全性の向上が図られる集落数を平成 15 年度末の 4 万 8 千集落から 5 万 2 千集落に増加させる。(農林水産省)

○河川堤防等の耐震化

堤防の耐震化により、地震時及びその発生後においても、地震発生前の治水安全度を確保することで河川の後背地域の浸水被害を防ぐため、平成 24 年度までに、堤防区間約 13,000km のうちゼロメートル地帯等背後地が河川の水位より低い約 1,400km の堤防を対象に、耐震性能点検(首都直下地震や兵庫県南部地震相当の地震動を想定)を概ね完了する。
(国土交通省)

○河川堤防の浸透に対する安全度の確保

堤防の浸透に対する安全性点検実施済み箇所のうち、平成 18 年度末現在で、対策が必要な区間約 2,900km のうち、安全度が特に低くかつ被災履歴のある箇所約 48km の区間について、平成 21 年度までの 3 箇年で堤防の質的強化対策を実施し、堤防の浸透に対する安全性を確保し、洪水時の堤防決壊による浸水被害を防ぐ。(国土交通省)

○人命保全を第一に考えた土砂災害対策の推進

豪雨等を誘因として発生する土石流等の土砂災害から人命を保護するため、24 時間入院患者が滞在する病院等の災害時要援護者関連施設、近傍に代替となる避難場所が無い地域の拠点となる避難場所、市町村役場等の防災拠点の保全等人命を守る効果の高い箇所を優先して、ソフト対策と連携しつつ、砂防えん堤等の施設整備を重点的に進める。平成 29 年度までに 5,200 施設の整備を完了させ、災害時に行政の災害対応や住民避難が円滑に行われ、安全性が確保されるようにする。(国土交通省)

○空港の防災対策

平成 20 年度中に福岡空港の駐機施設部における落雷対策を実施して地上作業員の安全

を確保する。(国土交通省)

○道路の防災対策

平成 29 年度末までに、公共施設や病院などを相互に結ぶ生活幹線道路で、通行止めにより生活及び災害時の避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動に大きな影響を与える区間に対して、集中的に道路斜面や盛土等の防災・防雪対策を実施する。(国土交通省)

※現在国会等でも審議中であり、今後変更の可能性がある

○鉄道の防災対策

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業を推進する。また、国土の均衡ある発展、国民生活の安定等に大きく寄与している青函トンネルの機能保全を図るための施設の改修事業を推進する。(国土交通省)

○災害を未然に防ぐ予防対策の重点化

水害等の災害を未然に防止するための堤防やダム等の施設整備を着実に推進し、県庁所在地等の中核・拠点機能が存在する地域について、10 年後に、対象家屋の床上浸水被害を概ね解消(平成 18 年度末時点約 535 万戸未解消)することにより、被災時の人的被害を防ぐと共に国民生活や経済社会活動が深刻なダメージを受けることなく持続可能となり、被災後の復旧・復興がこれまでより迅速に行われる。(国土交通省)

○再度災害防止の徹底

河川整備や下水道整備、またはその連携等による施設整備を着実に推進し、過去 10 年間に深刻な床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として床上浸水被害を受ける可能性のある地域について、10 年後に、対象家屋の床上浸水被害を概ね解消(平成 18 年度末時点約 18 万戸未解消)することにより、床上浸水被害の再発防止を図る。

(国土交通省)

○下水道による総合的な浸水対策の推進

- ・地下空間高度利用地区、商業・業務集積地区、床上浸水常習地区などの重点地区において 10 年後までに概ね 10 年に 1 回程度発生する降雨に対し、安全となるよう総合的な浸水対策を推進
- ・河川整備や下水道整備、またはその連携等による施設整備を着実に推進し、過去 10 年間に深刻な床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として床上浸水被害を受ける可能性のある地域について、10 年後に、対象家屋の床上浸水被害を概ね解消(平成 18 年度末時点約 18 万戸未解消)することにより、床上浸水被害の再発防止を図る。
- ・公共施設管理者のみならず、地域住民や民間事業者とも一体となって、地下街等への止水板設置など「雨に強い都市づくり」を推進し、10 年後までに浸水時に人命被害が生じるおそれのある地下街等における浸水被害軽減対策を概ね完了。(現在は、地下街等における浸水被害軽減対策実施率約 64%)

(国土交通省)

③自然を畏れ、危険を知る

～身を守るために何をすべきか～

○大規模水害対策の推進

大規模水害対策に関する専門調査会報告をとりまとめ、予防段階から発災後までの全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化する大規模水害対策に関するマスタープランの作成を行う。また、避難率の向上、排水作業の高度化等による死者数、孤立者数等の軽減効果の評価を行う。また、人的被害の軽減にあたって重要である広域避難対策について具体的な検討を行う。(内閣府)

○山地防災情報の周知

降雨等による山地災害を防止するため、治山施設の設置等ハード対策を推進するとともに、災害に対する監視・観測体制の整備や山地災害危険地区等に係る情報の住民への提供等を通じて、地域における避難体制の整備に寄与する対策を推進する。(農林水産省)

○保安林の計画的な指定

水源地域や山地災害の危険度の高い地域等において河川流量の平準化や土砂の崩壊・流出の防備等に資する保安林の指定を進め、平成 30 年度までに、森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、流域における水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要な 1,245 万 ha の保安林の計画的な指定を推進する。(農林水産省)

○水害に対する地域防災力の向上

地域コミュニティ機能の低下、水防団員の減少、高齢化等により、水害に対する地域防災力の低下が懸念されている。このため、水防専門家派遣制度の活用、水防活動の情報共有化等により、地域コミュニティを再構築し、水防活動の活性化を図る。平成 21 年度までに「水害に対する地域防災力向上に向けた戦略プラン」のモデルを作成する。(国土交通省)

○水位情報や浸水情報の提供の充実

- ・平成 21 年度までに、全ての国直轄河川(約 350)と主要な都道府県管理河川(約 2,000)に避難勧告の判断の目安となる「避難判断水位」を設定するとともに、
- ・平成 24 年度までに、浸水想定区域や到達予測時刻などの時々刻々の変化がインターネット等でわかる「動く浸水想定区域図」の一般提供又は、はん濫区域と水深についての予報を一級水系の約 70%で実施し、外出の危険性を住民が実感をもって確認できるようにすることにより、迅速な避難に役立てるとともに、見回り事故を防止する。(国土交通省)

○内水氾濫に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の推進

人命の保護、都市機能の確保、個人財産の保護の観点から、地下空間高度利用地区、商業・業務集積地区、過去に重大な浸水被害が発生した地区などを「重点地区」として設定し、平成 24 年度までに「重点地区」において既往最大降雨等に対する浸水危険度と避難方法を示した内水ハザードマップの作成・公表を推進する。(国土交通省)

○洪水時において少なくとも人的被害の回避・軽減を図る対策の推進

輪中堤等の整備を着実に推進するとともに、ハザードマップの整備や災害に関する情報

提供の充実、災害危険区域の指定といった土地利用規制等を行うことで、円滑・迅速な避難の支援や被災しにくい住まい方への転換を促進し、水害時において少なくとも人的被害を回避・軽減する。特に、全国の主要な河川の浸水想定区域内の全市町村（約 1,500）において、平成 24 年度までに洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練の実施がなされるよう促進する。（平成 19 年 3 月時点 4%）（国土交通省）

○養護老人ホーム、保育所、病院、地下街等への情報提供の充実

避難に時間を要する方々が利用する施設で浸水する可能性のある養護老人ホーム、保育所、病院等や、浸水すると人命に関わる深刻な被害につながる可能性のある地下街等に対して、水害時に洪水予報等の伝達を行い、施設利用者が早めに安全な避難ができるようにする。平成 22 年度までに、約 1,000 市町村で実施（現在 117 市町村）。（国土交通省）

○台風・豪雨等に関する気象情報の充実

- ・平成 21 年度までに、5 日先までの台風予報を実施してより早い段階からの備えを可能とするとともに（現在は 3 日先）、
- ・平成 22 年度までに、全国約 1,800 の市町村を単位としたきめ細かい警報等の発表を行うことにより（現在は全国を約 370 の区域に細分）、地域ごとの防災対応を支援する。
- ・また、竜巻等突風対策として、平成 22 年度までに、1 時間先までの危険な領域を格子単位で細かく予測する「突風等短時間予測情報（仮称）」の発表を開始する。（気象庁）

○土砂災害の初期の変動を検知する技術の開発

砂防事業のハード対策と併せて、住民避難等の措置を迅速に講じることを目標に、表面変位等の変動を的確に把握し、土砂災害の前兆現象を検知する技術を開発し、平成 20 年度以降引き続き、普及に向けた改良等の技術開発を継続して実施する。これにより、斜面の変状等の異常を早期に検知することで、土砂災害警戒情報と相まって早期の住民の避難を促す。（国土交通省）

○土砂災害に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の推進

土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を支援するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表しそれを活用した防災訓練等の実施を促進する。平成 24 年度までに土砂災害危険箇所がある全国約 1,700 の市町村における実施を目標に、少なくとも土砂災害による人的被害を回避する体制を整備する。（国土交通省）

○土砂災害危険箇所の増加抑制等を目指した土砂災害特別警戒区域の指定促進

土砂災害により住民の生命、身体に著しい危害が生じるおそれがある土地を、土砂災害特別警戒区域に指定し、住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築等の特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を実施する。平成 29 年度までに土砂災害危険箇所がある全国約 1,700 の市町村のうち、指定を行った市町村の割合を 100%にし、土砂災害に遭いにくい安全な土地利用を行う。（国土交通省）

○土砂災害の恐れのある箇所等の周知徹底

土砂災害の恐れのある箇所の周知を徹底し、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を実現させるため、平成 21 年 6 月までに、土砂災害危険箇所がある全国約 1,700 の対象全市町村において、全ての土砂災害危険箇所をインターネットまたは広報誌を通じて公表する。

(5) 雪害

- ①「自然の猛威」を予測する
- ②できるだけ被害を発生させないための取組
～自然の猛威に備える～
- ③地域で安心して暮らすために

①「自然の猛威」を予測する

○雪氷災害発生予測システムの実用化とそれに基づく防災対策に関する研究

平成 22 年度までに、1～2 日先の降雪・吹雪・雪崩等の雪氷災害を高分解能で予測する雪氷災害発生予測システムの実用化を推進するとともに、ドップラーレーダーや積雪気象監視ネットワークによる各種のリアルタイム情報による雪氷災害のモニタリング、及び雪氷ハザードマップ作成手法に関する研究を行う。これにより、雪氷災害による道路交通事故・障害や集落孤立などの被害の軽減に資する。(文部科学省<防災科学技術研究所>)

○雪崩発生予測モデルの高度化に関する研究

降雪観測と積雪断面観察により、降雪特性と積雪構造との関係を分析し、雪崩発生予測モデルの精度向上を図るとともに、雪崩発生予測情報の周知手法を開発する。

(農林水産省<森林総合研究所>)

○豪雪時における雪崩危険度判定手法に関する研究

雪崩の危険度評価及び対処手法が確立されていないため、広域に豪雪が発生した場合、その対処に多くの課題があることから、平成 20 年度中に、レーザープロファイラ計測やリアルタイム気象情報を用いた豪雪時の雪崩危険度判定手法について検討する。また危険箇所点検・道路パトロールのための技術マニュアルと応急対策事例集をまとめ、さらに北海道特有な雪崩に対する対策方法を提案する。(国土交通省<土木研究所>)

○大規模雪崩の発生予測に関する研究

大規模雪崩による災害は特に社会的影響も大きく、災害軽減のための雪崩災害予測技術の向上が求められているため、平成 21 年度までに、大規模雪崩の発生予測と観測システムについて検討する。(国土交通省<土木研究所>)

○防雪対策施設の性能評価に関する研究

吹雪によりドライバーの視界が阻害される視程障害及び吹きだまり対策手法の定量的な評価を行うとともに、効率的な吹雪対策手法について検討し、安全で効率的な冬道管理実現するものである。成果は、平成 22 年度までに、道路吹雪対策の計画、施工、維持管理に関わる技術的事項を網羅した「道路吹雪対策マニュアル」の改訂に反映される。

(国土交通省<土木研究所>)

○吹雪視程障害に関する研究

平成 22 年度までに、定量的に視程障害の厳しさを把握する“吹雪視程障害度”の指標化を行い、安全で効率的な冬期道路管理を実現するものである。さらに、視程障害あるいは視程障害に起因する重大事故防止のための安全支援方策を検討する。

(国土交通省<土木研究所>)

②できるだけ被害を発生させないための取組

～自然の猛威に備える～

○豪雪地帯における克雪体制の整備

流雪溝、融雪装置、冬期共同住宅などの克雪、交流、高齢者支援のための先導的な施設整備へ補助を行うとともに、地域住宅交付金を活用し、地方公共団体が進める克雪住宅の整備を支援する。(国土交通省)

○道路の防災対策

平成 29 年度末までに、公共施設や病院などを相互に結ぶ生活幹線道路で、通行止めにより生活及び災害時の避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動に大きな影響を与える区間に対して、集中的に雪崩対策等の防災・防雪対策を実施する。(国土交通省)

※現在国会等でも審議中であり、今後変更の可能性がある

○鉄道の防災対策

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業を推進する。また、国土の均衡ある発展、国民生活の安定等に大きく寄与している青函トンネルの機能保全を図るための施設の改修事業を推進する。(国土交通省)

○積雪地域における空港の雪害対策

- ・平成 20 年度中に新千歳空港の構内道路（地下道）部における雪害対策（スリップ対策）を実施。
- ・平成 21 年度までに札幌飛行場における除雪を強化し、雪害対策（除雪作業員の安全確保やスリップ対策）を実施。(国土交通省)

○治山事業

なだれによる被害を防止・軽減するため、なだれ防止柵などの治山施設等の設置となだれ防止の機能が低下した保安林の整備等を推進し、なだれ等による山地災害の恐れのある 13 万 6 千集落のうち、平成 20 年度中に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保され、地域の安全性の向上を図られる集落数を平成 15 年度末の 4 万 8 千集落から 5 万 2 千集落に増加させる。(農林水産省)

○人命保全を第一に考えた土砂災害対策の推進

融雪等を誘因として発生する土石流等の土砂災害から人命を保護するため、24 時間入院患者が滞在する病院等の災害時要援護者関連施設、近傍に代替となる避難場所が無い地域の拠点となる避難場所、市町村役場等の防災拠点の保全等人命を守る効果の高い箇所を優先して、ソフト対策と連携しつつ、砂防えん堤等の施設整備を重点的に進める。平成 29 年

度までに 5,200 施設の整備を完了させ、災害時に行政の災害対応や住民避難が円滑に行われ、安全性が確保されるようにする。(国土交通省)

③地域で安心して暮らすために

○雪害による犠牲者発生 の 要因等総合調査

今冬においても雪害による死者が 40 人を、重傷者が 200 人を超える状況にある。来冬までに、今冬の雪害による犠牲者発生 の 要因の分析調査を進め、何が出来ていれば犠牲が避けられたのかについてとりまとめ、雪害防止対策の提言を行い、犠牲者ゼロに向けた実効性の確保を図る。(内閣府、国土交通省)

○山地防災情報の周知

なだれによる山地災害を防止するため、治山施設の設置等ハード対策を推進するとともに、災害に対する監視・観測体制の整備やなだれ危険箇所等に係る情報の住民への提供等を通じて、地域における避難体制の整備に寄与する対策を推進する。(農林水産省)

○L P ガスに係る雪害防止対策

一般家庭の L P ガス設備への落雪損傷による漏えい爆発・火災事故を防止するために、平成 20 年度においても積雪量の多い地区の一般消費者及び L P ガス販売事業者向けチラシ、リーフレットの作成頒布により、L P ガス供給設備の設置状況の改善を促す。これにより、積雪量の多い地域でも L P ガスを安全・安心して使用できる社会を目指す。

(経済産業省)

○豪雪地帯における克雪体制の整備

平成 20 年度中に、市町村雪対策計画の策定マニュアルや共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアルを策定し、これらの普及等を通じて、特別豪雪地帯の 7 割の市町村について、平成 21 年度までを目標に高齢者が無理をすることなく除雪ができる体制が整備されるよう促進する(平成 24 年度を目途に特別豪雪地帯の全 202 市町村について整備)。

(内閣府、警察庁、総務省、消防庁、厚生労働省、国土交通省、防衛省)

○消防団による災害防除のための雪害対策

消防団が災害防除のための除雪・雪下ろしなどの雪害対策を実施する。これにより、豪雪地帯における雪害が軽減される。(消防庁)

○自衛隊による雪害対策への支援

関係省庁との協力のもとに自衛隊も市町村が行う検討に参加し、自衛隊の災害派遣による雪害対策を位置付ける等、自衛隊が災害派遣の枠組みの下で地元のニーズをより一層踏まえた形で除雪・雪下ろしなどの雪害対策への支援を実施する。(防衛省)

2 命を「助ける」ために為すべきこと（あらゆる災害に共通して）

- ①最先端の技術が命を救う
- ②助けるために備えること
- ③自らを守り、お互いを助ける

①最先端の技術が命を救う

○災害情報通信システムの研究開発等

災害予測や災害状況を迅速かつ的確に収集し、住民や関係機関に伝達することにより、災害による被害の減少などに貢献する災害情報通信システムの研究開発等を推進する。

- ①平成 27 年度までに、被災者一人ひとりとの確実な通信が可能となる地上／衛星共用携帯電話システム技術の実現
- ②平成 23 年度までに、公共・公益機関の映像伝送等も可能な大容量移動通信システム技術の実現
- ③平成 24 年度までに、局所気象災害予測と状況把握に資するため、風向・風速の精密立体観測技術を実現（総務省）

○地球環境リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構において、被災地およびその周辺の精密な災害状況把握、また、雲・降水及び温室効果気体（CO₂ 等）などの詳細環境情報を計測する電波・光センシング技術の研究開発を行う。

平成 22 年度までに、

- ①都市スケールでの高密度環境計測技術による災害予測技術の実証
- ②雲、降水及び温室効果気体（CO₂ 等）などのグローバル環境変動に対する計測技術実証
- ③天候に左右されず、地表面において 1 m 以下の対象の識別を可能とする可視化技術及び情報配信技術（総務省）

○情報通信危機管理技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構において、高度情報通信ネットワークの安全性および信頼性を確保するための情報通信技術や防災に寄与する情報通信技術の研究開発を推進する。平成 22 年度までに、災害情報を正確かつすばやく共有し、得られた多くの情報から防災・減災に役立つ情報を的確に加工処理し引き出す技術を確立する。（総務省）

○宇宙通信システムの研究開発

独立行政法人情報通信研究機構において、災害時の地上系システム不通時の通信サービス等を実現する衛星ネットワークの構築に資するため、技術試験衛星Ⅷ型（ETS-Ⅷ）による移動体衛星通信技術や、超高速インターネット衛星（WINDS）による高速衛星通信技術、災害時のトラフィック集中等にも対応可能な衛星上での再構成中継技術等の研

究開発を行う。耐災害性を有する移動体衛星通信技術，高速衛星通信技術，再構成中継技術を開発。（総務省）

○陸域観測技術衛星（ALOS）の運用

災害状況の把握を目的の1つとして平成18年1月に打ち上げられた陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）について、関係防災機関と連携して、ハザードマップの作成や発災時の緊急観測などの防災利用実証実験を行い、防災に役立つデータの提供や迅速な災害状況把握等における衛星技術の有効性を実証する。平成21年度までに利用実証実験の成果を得るとともに、衛星寿命（平成23年目標）まで継続的な運用を図る。

（文部科学省＜宇宙航空研究開発機構＞）

○準天頂高精度測位実験技術

GPSを利用できない都市部や山間部等でも位置情報の取得を可能とするとともに、測位精度の向上を図ることにより、災害時等において必要とされる高精度な位置情報の提供を可能とする準天頂高精度測位実験技術の研究開発を行う。平成22年度までに、同技術の有効性の実証を行う。（文部科学省＜宇宙航空研究開発機構＞）

○災害リスク情報プラットフォームの開発

平成24年度までのプロジェクトとして、多数の機関に散在する各種自然災害情報を活用し、高精度なハザード・リスクマップを作成・統合・提供するシステム等を開発する。これにより、地域の防災・減災対策の推進や個人の防災意識向上に資する。

（文部科学省＜防災科学技術研究所＞）

②助けるために備えること

○中央防災無線網の首都中枢部における危険分散化等のための整備推進

中央官庁の密集する首都中枢部に大規模な災害が襲来した場合、情報通信機能が麻痺することを避けるため、立川災害対策本部予備施設において、通信統制に係るバックアップ機能を平成22年度までに整備する。また、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大地震への対応として、政府現地対策本部の設置が想定される道府県への通信回線を平成24年度までに整備する。さらに、災害時における防災関係機関相互での災害映像等の情報共有化を図るため、首都圏の中央防災無線網の更新に併せ、通信回線の大容量化及びIP化を平成25年度までに整備する。（内閣府）

○特別高度工作車の整備

ウォーターカッター車及び大型ブロアー車の各5台を全国の主要都市に1セットずつ配置しているところであるが、この装備による災害対応が期待できない空白地域が存在することから、平成20年度にウォーターカッター及び大型ブロアーの機能を兼ね備えた特別高度工作車を更に整備・配置することにより、空白地域を解消し、大規模地震災害等において「生存者を一名でも多く救出」するために全国的な救助体制の強化を図る。（消防庁）

○高規格救急自動車整備促進事業

救急搬送業務の地域差が見られていることから、全国的に傷病者を安全・安静に搬送する

ため、救急救命士が搭乗し、高度な救急資機材等を積載した高規格救急自動車の整備を促進する。災害発生現場に最先着する救急隊が、救急救命士が高度救命処置の行える高規格救急自動車により安全・安静に搬送することにより、「防ぎ得る死」をゼロにすることが可能となる。平成 23 年度までに、全救急隊の 95%の隊に高規格救急自動車を配備する。

(消防庁)

○消防防災施設の整備

地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応するための消防防災施設の整備。(消防庁)

○情報通信基盤の整備

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援する「地域イントラネット基盤施設整備事業」や地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援する「地域情報通信基盤整備推進交付金」により、危機管理や防災等への I C T 利活用を総合的に支援する。平成 22 年度までに、ブロードバンド・サービスエリアの世帯カバー率(推計) 100%(平成 19 年 9 月末時点 95.7%)。

(総務省)

○GPS測位に対応した緊急通報位置情報通知携帯電話端末の普及促進

携帯電話から緊急通報(110、118、119番通報)を行った際に、緊急通報受理機関が通報者の位置を把握し、迅速に到着することができるように平成 18 年 4 月から緊急通報の際に位置情報を通知することが義務づけられたところである。本施策は、位置情報を把握する手段のうち最も正確に位置を特定することができる GPS 測位に対応した携帯電話の普及を促進することによって、緊急通報受理機関が迅速に救助に向かえるようにするものである。可能な限り携帯電話端末が、GPS 測位による緊急通報位置情報通知対応となることを目標とする。

①平成 21 年 4 月:50%

②平成 23 年 4 月:90% (情報通信審議会答申)

(総務省)

○災害対策用移動通信機器の配備

総務省防災業務計画等に基づき、災害復旧及び災害応急対策における通信手段を確保するため、総務省が地方公共団体等からの要請により、災害対策本部等に移動通信機器を無償貸付けし、被災地の通信手段を補完する。平成 22 年度までに、貸し付ける無線機 400 台(MCA200 台、簡易無線機 200 台)を配備する。(総務省)

○全国瞬時警報システム(J-ALERT)整備推進

弾道ミサイル発射情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に瞬時に伝達するシステムである「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の整備。災害等による被害の最小化に大いに役立つ。(消防庁)

○防災行政無線の整備促進

防災行政無線(同報系)は、地震等の大規模災害が発生した場合、市町村が避難勧告等を迅速に多くの住民に伝達するための極めて重要な手段である。平成 19 年 3 月末時点の防

災行政無線（同報系）の整備率は75.2%に留まっており、住民のより迅速な避難等を可能とするためにも、更なる整備の促進を目指す。（消防庁）

○ヘリサットの実用化に向けた検討

ヘリコプターから直接衛星へ画像を伝達することで情報の早期入手が可能となる「消防防災ヘリコプターに搭載する直接衛星通信システム（通称：ヘリサット）」に関して、2006年度に行った実証実験の結果を踏まえ、共通仕様を策定する等の実用化に向けた検討を行い、被災地情報の早期入手による被害の軽減を目指す。（消防庁）

○可搬型ヘリテレ受信機の整備

消防防災ヘリコプターから送信された画像情報を受信する可搬型ヘリテレ受信機を、固定局受信エリア以外の地域に配備し、早期情報収集体制を強化する（平成19年4月1日現在4カ所）。（消防庁）

○消防救急無線デジタル化

消防救急無線のデジタル化により、データ通信や秘匿性の向上による個人情報の保護が可能となり、部隊の適切な運用や傷病者の情報が適確に伝達されることで被害の軽減が可能となる。デジタル化に対応した無線機器の全国共通の仕様を策定し、全消防本部のデジタル化を平成28年5月末までに完了することを目標としている。（消防庁）

○緊急消防援助隊の充実強化

大規模災害発生時に、被災地へ他の地域の消防が支援する全国的災害対応体制を充実させるため、緊急消防援助隊の設備の整備に関し充実・強化を推進する。平成20年度までの登録目標数約4,000隊（平成19年4月1日現在3,751隊）。（消防庁）

○災害拠点病院の整備

基幹災害医療センター、地域災害医療センターに対する災害に備えた耐震化、備蓄倉庫、受水槽、自家発電装置、ヘリポートの施設整備の費用を補助する。各都道府県に基幹災害医療センターを原則1か所、地域災害医療センターを二次医療圏に原則1か所整備することを目標（概ね達成済み）。（厚生労働省）

○災害救護用移動式仮設診療所整備事業

現在の日本赤十字社が行っている救護活動について、今後懸念される大規模・広域災害が発生した場合に備えて、平成20年度末迄に災害救護用移動式仮設診療所を全国の7ブロック（北海道、東北、関東甲信越、東海、近畿、中国・四国、九州）に整備し、また、大規模・広域災害（東海地震、東南海・南海地震、南関東直下型地震）の発生が懸念されている3地域（東海、中国・四国、関東）に更に追加整備することにより、救護活動を行う救護班の充実・強化を図ることを目的とする。（厚生労働省）

○災害対策用機械の整備

近年、多発する風水害や地震等、自然災害の発生状況に鑑み、災害時において広域的かつ迅速な災害復旧を支援し、二次災害防止等により人的被害を軽減するため、必要な災害対策用機械の整備を行う。平成22年度までに、568台の配備（現在427台の配備）を目標とする。（国土交通省）

○巡視船艇・航空機等の緊急整備による捜索救助即応体制の充実強化

大規模災害等に対する捜索救助即応体制を充実強化するため、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機等を緊急代替し、併せて必要な高速化、夜間捜索監視・救助能力の向上等高性能化を図ることとし、2010年代の出来るだけ早い時期に完了することを目標とする。特に、災害発生時、港内等の狭隘箇所における捜索救助活動等に、昼夜を問わず直ちに対応できる、20メートル型巡視艇等は早急に整備を進める。(海上保安庁)

○災害に強い航路標識の整備

平成24年度までに、航路標識の電源について、配電経路を使用した商用電源から太陽光発電等クリーンエネルギーに変更することにより、災害時においても安定して運用できる航路標識の整備率を約80%に向上させるよう整備を推進する(平成19年度末約69%)。

(海上保安庁)

○自衛隊の人命救助のための器材整備

平成20年度も引き続き、過去の災害派遣等の実績を踏まえ、人命救助システムの損耗分(救助ロープや使用不能な器材等)や個人用器材(レスキューベスト、スリングロープ、ピック付き手斧等)を更新する。(防衛省)

○自衛隊の衛生器材の整備

平成20年度も引き続き、自衛隊では、老朽化した器材(野外手術システム、救急セット等)の更新・整備を行い、災害等の各種事態発生時に早期に傷病者の応急措置を実施することができるよう整備を行う。(防衛省)

○自衛隊ヘリコプターの整備

平成20年度も引き続き、自衛隊では、老朽化したヘリコプターの更新・整備(UH-60JA、CH-47JA)を行い、災害時には、情報収集、航空輸送、広域医療搬送等に使用する。(防衛省)

○自衛隊車両の整備

平成20年度も引き続き、自衛隊では、災害派遣等に使用する車両(化学防護車、救急車、1t水タンクトレーラ等)の整備を行い、災害時には、人員・物資の輸送や給水支援等に使用する。(防衛省)

③自らを守り、お互いを助ける

○災害リスク情報プラットフォームの開発

平成24年度までのプロジェクトとして、多数の機関に散在する各種自然災害情報を活用し、高精度なハザード・リスクマップを作成・統合・提供するシステム等を開発する。これにより、地域の防災・減災対策の推進や個人の防災意識向上に資する。

(文部科学省<防災科学技術研究所>)

○国民への普及啓発活動の戦略的展開

災害対策において自助、共助を促進するため、建築物の耐震化や家具の固定など重点課題の設定や、IT技術の革新を踏まえた新たなメディアを活用した普及啓発手法の検討など、国民に災害に関する正しい知識の普及啓発活動を強力かつ戦略的に実施する。(内閣府)

○事業継続計画の策定促進の環境整備

企業は地域コミュニティの一員であり、その取組に対する地域の期待も大きいことから、災害時における企業による地域との協調・地域貢献を事業継続の関連事項として位置づけている事業継続ガイドライン等を活用して、各「地震防災戦略」対象期間内（平成 26 又は 27 年度末まで）に、企業による事業継続への取組を推進する。（内閣府）

○防災ボランティア活動のための情報提供システム整備

被災地状況や他の防災ボランティアの活動状況等、防災ボランティア活動が効果的に行われるために必要な情報を、最新の情報通信技術の活用により、リアルタイムに提供・共有するシステムのあり方について、平成20年度中に調査・検討を実施する。（内閣府）

○緊急時における国民への災害情報提供体制の強化

緊急時において、国民が必要とする災害情報をパソコンのみならず携帯電話等の多様な手段で入手できるよう、国民が自ら災害情報を直接入手し、防災行動に役立てることができるとともに、防災関係機関の間で情報を一元的に集約し共有する防災情報共有プラットフォームの機能のさらなる充実を図り、災害時の対応能力の一段の向上を目指す。（内閣府）

○災害時要援護者の避難支援対策の促進

国による市町村モデル計画の策定や全国キャラバンの展開等を通じ、平成 21 年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立する。（内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省）

○防災情報の共有に向けた基盤の構築・整備（「防災見える化」推進）

平成 24 年度までに、各種の防災関連情報をもとにハザードマップやリスクマップ等を作成するための規約やツールの検討および整備の推進を行い、災害に対する意識の向上を図るとともに、防災関係機関の間で情報を一元的に集約し共有する防災情報共有プラットフォームの機能のさらなる充実を図り、災害時の対応能力の一段の向上を目指す。（内閣府）

○男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

平成 22 年までに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう地方公共団体に対して要請し、その推進を図るとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。これにより、防災分野全般において男女双方の視点に配慮した対応ができるようになり、地域に密着した防災の啓発による被害者の減少及び震災後の避難所での二次被害者の減少等につながる。（内閣府）

○警察広域緊急援助隊等の充実強化

警察広域緊急援助隊等の装備資機材の充実強化を図るとともに、部隊幹部に対する教育訓練、部隊の練度向上のための合同訓練等を推進するほか、東海地震発生時において、警察広域緊急援助隊等を一秒でも早く救出救助現場に到着させるためのシミュレーションに関する調査研究を平成 20 年度中に行い、部隊展開の最適化を図る。（警察庁）

○地域 ICT 利活用モデル構築事業

魅力ある地方、自律する地方の確立を図るため、地域防災対策や危機管理等に資する ICT 利活用の先進的モデルの構築及びその成果の全国展開等 ICT を活用した創意ある取

組について支援を実施する。平成 22 年度までに、地域の諸課題の自律的解決を促進する先進性・汎用性の高い ICT 利活用モデルの構築及びその普及を図る。(総務省)

○災害用伝言ダイヤル等の利用促進

災害時の住民の安否情報の伝達手段として災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板サービスの利用について周知徹底をはかり、災害時のふくそう軽減に努めている。しかしながら、調査結果では「サービスがあることは知っているが使い方は知らない」が約 64%であり、十分認知されている状況にはないため、引き続き関係者が周知広報に努め、災害発生時に誰もが利用可能とする。(総務省)

○携帯電話による緊急地震速報等の緊急速報サービスの円滑な導入等

気象庁において昨年 10 月から一般利用者向けの緊急地震速報の提供が開始されたところであるが、これらの情報提供の手段として昨年 12 月以降順次各社が緊急速報サービスを開始することとしており、これらのシステムの円滑な導入及び確実な運用を図る。(総務省)

○非常通信協議会の運営

電波法第 74 条の 2 に基づき、非常通信協議会を通じて、非常の場合における通信の円滑な実施を確保するため、通信計画の作成、通信訓練その他の必要な措置を講じる。(総務省)

○ネットワークの安全・信頼性確保に関する調査研究（ネットワークの IP 化に対応した重要通信の確保方策）

110 番通報等の緊急通報や国、自治体、ライフライン関連機関等の重要通信の運用技術の高度化を図ることにより、非常時等において、重要度の高い通信をより確実に確保することを可能とする。平成 21 年までに、検討結果を取りまとめる。(総務省)

○民間事業所における自衛消防力の確保

大規模な民間事業所に義務付けられる大規模地震等に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置により自衛消防力を確保することにより、大規模・高層建築物の防災対策を強化する。平成 21 年度までに、全国の対象事業所（約 5,000）で消防計画の策定と自衛消防組織の設置を完了。(消防庁)

○自主防災組織の強化

防災研修カリキュラムや教材を使い、地域住民を対象とした防災研修の指導者の育成を図る。また、関係団体等と連携して防災・防犯が連携した活動を行うモデル事業を実施し、全国展開に向けた普及啓発活動を行うとともに、今後の市町村が主体となった地域安心安全ステーションの整備の進め方などについて検討を行う。このことにより、自主防災組織の育成・強化を図り、地域防災力を向上させることで住民の安心・安全を確保する。

(消防庁)

○緊急消防援助隊の充実と運用の強化

緊急消防援助隊の機動力の強化を図るため、部隊配備を総合的に調整する仕組等について検討するとともに、関係機関と連携した実戦的な合同訓練を実施する。これにより、大規模災害発生時における、人命救助等消防の応援活動を迅速に実施する。(消防庁)

○災害時における消防と医療の連携の促進

自然災害を含む大規模災害発生時の消防機関と、近年養成が進んでいる災害派遣医療チ

ーム（DMAT）等の医療関係者をはじめとする関係各機関が災害現場において円滑に連携するためのガイドラインや連携マニュアルを平成 20 年度中に作成することにより、「防ぎ得る死」をゼロにすることを旨とする。（消防庁）

○J-ALERTの活用による緊急情報の伝達

市町村防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、防災行政無線を活用した全国瞬時警報システム（J-ALERT）の普及を促進することにより、サイレンによる住民への緊急情報覚知の早期化を目指す。（消防庁）

○高規格救急自動車整備促進事業

救急搬送業務の地域差が見られていることから、全国的に傷病者を安全・安静に搬送するため、救急救命士が搭乗し、高度な救急資機材等を積載した高規格救急自動車の整備を促進する。災害発生現場に最先着する救急隊が、救急救命士が高度救命処置の行える高規格救急救急車により安全・安静に搬送することにより、「防ぎ得る死」をゼロにすることが可能となる。平成 23 年度までに、全国の消防の救急隊の 90%に 1 人以上の救急救命士が常時搭乗する。（消防庁）

○市町村の消防の広域化の推進

常備消防の規模を拡大することにより、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図る。平成 24 年度までに、現行基本指針により広域化を図る。（消防庁）

○消防団の充実強化

地域防災の要としての消防団の役割が一層期待される中で、機能別団員・分団制度の活用、「消防団協力事業所表示制度」の導入を積極的に推進することで消防団員の活動環境を整備するとともに、全国的な広報活動を行うことで住民の消防団活動への理解向上を図る。また、「消防団員確保アドバイザー制度」の全国展開を推進し、消防団員確保の取組を強化する。このことにより、団活動の理解向上や活動の活性化を図り、消防団員については 100 万人（女性消防団員 10 万人）の確保を目標として、消防団員確保による地域防災力の向上を図る。（消防庁）

○危険物事故の原因調査制度の創設

大規模地震時等に危険物施設に起因する災害を防止するため、消防機関による危険物流出等の事故の原因調査制度の導入を図る。（消防庁）

○全国の消防の応援態勢の強化

緊急消防援助隊に対する消防庁長官の指示権創設や、国民保護法の制定などを受け、消防庁に全国の消防のオペレーション業務が新たに加わるなど、増加する消防防災業務に対応する体制を強化するため、消防庁の組織体制の強化を図る。（消防庁）

○防災教育教材の作成・配布

地震災害、集中豪雨や台風による風水害などの自然災害が、毎年数多く発生しており、実際に災害に遭遇した時に、子ども自身が的確に状況を判断し、迅速かつ適切な行動をとることができるようにするための知識や行動力を身につけさせるための自然災害の危険、自然災害に対する備えや、安全確保のための防災教材を平成 20 年度中に作成・配布する。

（文部科学省）

○防災教育支援推進プログラム

平成 24 年度までの事業として、防災科学技術の研究による知見を活かした、防災教育の優れた取組を選定・支援するモデル地域事業等を実施することで、能動的に防災に取り組む人材を育成する等、学校や地域における防災教育の充実に資する。(文部科学省)

○災害派遣医療チーム（DMAT）の強化・災害医療調査ヘリコプター運用事業

平成 23 年度までに、災害派遣医療チーム（DMAT）に係る研修を重点的に進め、1,000 チームまで増強し（現在 386 チーム）、東南海・南海地震等の広域的な地震が発生した場合にも（217 チームが必要と想定）所要の人員を被災地外の他の地域から確保できるよう、災害救助体制を強化する。また、災害医療の専門家が、速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用を補助する。(厚生労働省)

○災害拠点病院等活動費

①政府主催又は政府が地方公共団体と合同で行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用を補助する。

②災害時に被災地へ出動した DMAT の活動費を補助する。(厚生労働省)

○災害時の医薬品の確保、輸血用血液製剤の供給

厚生労働省防災業務計画に基づき、都道府県に対し医薬品の適切な確保に努めるよう指導し、(社)日本医薬品卸業連合会を通じて、医薬品卸業者に対して医薬品の供給体制の確保について要請する。また、輸血用血液製剤の不足が生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、日本赤十字社に輸血用血液製剤の供給について協力を要請する。(厚生労働省)

○避難所等における健康対策の実施

エコノミークラス症候群や廃用症候群の発症予防、食中毒等感染症発生防止、人工透析患者や難病患者等への医療の確保について、被災都道府県等に対する通知の発出やマニュアルの配付等による情報提供を行うなど必要な対策を実施し、避難所等における高齢者等の健康対策を推進する。(厚生労働省)

○災害救助法に基づく応急救助の実施

一定規模以上の災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与等の応急的に必要な救助を行い（法定受託事務として都道府県が実施）、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るもの。(厚生労働省)

○技術者等の派遣体制の整備

地震等による大規模山地災害発生時には、林野庁技術者及び独立行政法人森林総合研究所の専門家を派遣し、復旧工法等の検討を行う。また、大規模山地災害発生時における被害箇所調査など、森林管理局による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施する。(農林水産省)

○土地の安全性に関する情報の整備・提供手法の構築（土地の安全性に関する調査）

過去からの土地の状況の変遷に関する情報に加え、各行政機関が保有する災害履歴や災害想定区域の情報等を幅広く集約し、誰もが土地の安全性を容易に判断できる情報として

整備・提供する手法を平成 21 年度までに検討し、国と地方自治体等が連携した調査体制を構築することにより、被災しにくい土地利用への転換を促すなど安全・安心な居住環境の実現を図る。(国土交通省)

○災害復旧のための建設機械等の調達支援ネットワーク形成促進

大規模災害時に被災地の迅速かつ確な災害復旧を支援し、二次災害防止等により人的被害を軽減するため、平常時から地方自治体や民間団体・企業等と連携し、被災地の復旧に必要な建設機械等の調達を支援する体制（建設機械等調達支援ネットワーク）を平成 21 年度までに構築する。(国土交通省)

○災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保のための体制整備

発災時の緊急輸送が迅速かつ確実に実施されることが可能となるよう、平成 21 年度までに、緊急輸送実施プランの立案に資する各地方運輸局の緊急輸送マニュアルを全運輸局で整備するとともに、自治体と業界団体間で災害時の応援協定を結ぶ際、地方運輸局がその仲介等を行うことで締結促進を図る。これにより避難所等における被災者の生活の確保や健康維持を目指す。

- ・平成 19 年度中に 9 運輸局中 7 運輸局でマニュアル策定完了。
- ・トラック輸送について 6 県を除き締結済み（平成 19 年 2 月末）全県締結を目標。

(国土交通省)

○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の創設

国土交通省の危機管理については、これまでも、被災地の被害状況の早期把握や早期復旧のため、全国の地方整備局等から迅速かつ適正に人員・資機材を被災地に派遣するなどの対応を行っていたが、今後、激化する災害に対し、更なる危機管理の充実・強化を図るため、平成 20 年度中に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を創設し、派遣体制等を整備する。これにより、大規模災害時には、全国的な観点から、ヒト、モノ、カネ、情報という資源、技術力を瞬時に再配分し、社会基盤施設の早期復旧、二次災害の防止を図る。これまでの実績の一例として、平成 16 年新潟県中越地震の長岡市妙見町の土砂災害現場で、レスキュー隊と連携して人命救助を行っているが、今後も人命救出に不可欠な迂回路の設置による輸送路の確保、天然ダム決壊による大規模な人的被害を防ぐためのポンプ排水などの応急対策や、災害対策ヘリによる被災状況調査、被災箇所に対する高度な技術指導、災害危険度予測などを実施する。(国土交通省)

○大規模土砂災害に対する危機管理の充実

近年の大規模な土砂災害の頻発と地域レベルにおける経験・技術等の不足を踏まえ、全国の土砂災害を把握する国の経験・技術等を活かし、災害時の迅速・適切な危機管理対応を実施するため、危機管理計画の策定や訓練の実施、都道府県との事前の協定の締結など大規模な土砂災害に対する危機管理体制の整備を計画的に進め、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の土砂災害時の対応にも資する。平成 20 年度以降順次計画策定、平成 21 年度計画策定以降順次実施。(国土交通省)

○巡視艇の複数クルー制拡充による大規模災害等に対する即応体制の強化

災害発生時、港内等の狭隘箇所における搜索救助活動等に、昼夜を問わず直ちに対応が

できるよう、巡視艇の複数クルー制を拡充し、即応体制を強化する。平成 19 年度は、複数クルー制導入要員として 34 部署に 170 名を増員し、平成 20 年度は、複数クルー制拡充要員として 29 部署に 171 名を増員した。引き続き即応体制を強化するため、平成 21 年度以降も優先度の高い箇所から順次整備を図る。(海上保安庁)

○大規模災害等に対する救助・救急体制の充実（機動救難体制の拡充）

大規模災害等に対する救助体制を強化するため、ヘリコプターの機動性・高速性を活用した機動救難体制の拡充を行う。

平成 19 年度は、関西空港海上保安航空基地及び鹿児島航空基地の機動救難士を各 8 名体制とし、平成 20 年度は、美保航空基地の機動救難士を 8 名体制とした。引き続き機動救難体制を強化するため、平成 21 年度以降も優先度の高い箇所から順次整備を図る。

(海上保安庁)

○沿岸防災情報図の整備

離島や沿岸域において火山噴火、地震等の災害が発生した場合に住民や観光客等の円滑な救難・救助活動を行うため、「沿岸防災情報図」を整備する(平成 19 年度までに 47 図を整備)。平成 20 年度は 1 図(伊勢湾周辺)を整備する。平成 21 年度以降も引き続き情報図の整備を進めるとともに、既存の情報図の維持更新を図る。(海上保安庁)

○港内における船舶の台風等・津波対策の徹底

港則法の特定港 84 港について、各港毎に関係行政機関、自治体、海事関係団体等から構成される台風等・津波対策協議会を設置し、港内の在泊船の避難基準、避難時機の設定などの対策を策定し、船舶交通の安全の確保、ひいては乗組員の安全の確保を図っている。引き続き、策定された対策の適切な実施及び向上を図り、津波警報・注意報が発表された場合等の海上における迅速な人命、財産の保護及び船舶交通の安全確保を図る。

(海上保安庁)

○航空機による機動的防災地理情報収集体制の構築

平成 21 年度までに更新する測量用航空機は航空カメラ、SAR(合成開口レーダー)、無線装置を搭載し、被災地映像の迅速な配信等が可能であり、それらの情報を関係機関に提供することで、住民救助・避難判断等に寄与する。(国土地理院)

○地理空間情報プラットフォームの開発と活用

平成 24 年度までに、関係機関が保有する災害に関する情報を、電子地図上に分かりやすく統合して見ることが出来る地理空間情報プラットフォームシステムを開発する。開発したシステムを活用し、国民に必要な防災情報を平時及び災害時を通して継続的に提供することにより、災害時のスムーズな避難を支援する。(国土地理院)

○地域防災力向上のための中小企業BCP(事業継続計画)の策定支援

道路の被災情報や復旧見通し等の情報共有、被災後の地域雇用維持を図るため、平成 21 年度までを目途に、代表的な都市において、中小企業の事業継続計画の策定支援、災害に関する情報・知識の共有の新たな仕組みを確立する。道路管理者と一体となり事業継続計画策定に取り組むことにより、避難経路・道路構造物の危険箇所等を事前に把握でき、迅速な避難・人命救助等に繋がる。(国土交通省<国土技術政策総合研究所>)